

平成29年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成29年12月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成29年12月20日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年12月20日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成29年12月20日 15時44分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳義明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 企画観光 課 長 兼 会計管理者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光 担当課長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会 議 録 署名議員	6 番	坂 本 英 人		7 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成29年第4回笠置町議会会議録

平成29年12月13日～平成29年12月20日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

平成29年12月20日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

通告書に従い質問させていただきます。

笠置小学校・中学校における児童数減少についてであります。

現在、笠置小学校の生徒数は皆さんも御存じのとおり27名であります。たくさんの方々の尽力により、25名を下回っても3学期制のカリキュラムを担保させてもらっている状況です。東部連合の副連合長として、そして、笠置町町長として笠置小学校の児童数減少の課題についてどのようにお考えでしょうか。

次に、離島留学や離島通学を御存じでしょうか。離島留学とは、全国の児童・生徒が離島に住民票を移し、1年単位で離島の学校に通学する制度。小・中学校への留学は、新潟県佐渡島や愛媛県野忽那島に始まり、以降全国の離島へ広まった制度であります。近年では、里親の減少により、寮を設置するケースや親子による留学も見受けられます。

平成28年度、同制度を持つ小・中学校は5県20市町村27島の小学校52校と中学校30校に上ります。我が東部3町村で表現するならば山村留学であります。こういった制度を持てば、3町村の特色を生かした独自の教育施策や寮を完備することによって空き家対策が実施できます。寮母として新しい雇用も生まれる。親子で留学してくれば人口そのものの増加できます。これほど画期的な制度はほかにあるでしょうか。東部連合議会で答弁いただいた内容をそのまま笠置町民にお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 現在、山村留学の制度を立ち上げられておりますのは都道府県で20、市町村で55でございます。小学校で71校、中学校で33校で受け入れ制度をされております。そのうち小学校では71校中16校、中学校で33校のうち4校受け入れが実現されていない現状もございます。やはりこのような学校に留学させたい、したいという目的、思いに十分応えられていない状況もあると思っております。

やはり、今、私たちがしなければいけないことは、相楽東部ならではの教育の推進、また、和東、南山城村、笠置の独自色を生かしてのならではの教育を推進し、魅力ある学校づくりをさらに推進していく必要があると考えております。

笠置町におきましては、落語やボルダリング、カヌーなどを学習に取り入れられております。笠置小学校へ行けば、学力の充実はもちろん落語が体験できる、ボルダリングができる、カヌーができる、そういうものをさらに発展させて魅力ある学校づくりを進めていく必要があると思っております。

山村留学を否定するものではありませんが、当面はこういう学校づくりを推進しながら、夏休み、春休みを利用して短期留学ともいかなくても交流場を計画し、関係人口をふやしていく、その先に留学制度があると考えております。

3町村の中では笠置町が極めて児童数が少ないわけでありまして。笠置町といたしましては、危機感を持ちながら、こういう取り組みを進めながら、1人でも多くの定住を迎え入れられますよう空き家バンクなどの充実を図っていきたく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

テレビを通じて町民の皆さんにお伝えできたらいいなと思いますが、今、町長がおっしゃったことが笠置小学校に対しての見方だということを町民以下、今、笠置小学校に通わせている保護者もよくよく聞いていただきたい。

そこで、東部連合議会でも答弁いただいた今の内容、端的に、じゃ、笠置の魅力はいつできますか。笠置の小学校の魅力はいつできるんですかということをお聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置小学校には、今現在でもたくさんの笠置ならではの魅力がたくさんございます。私は誇りに思っております。私が申し上げたいのは、当面は今やっていただいております学校づくりを推進していただきながら外へ向かって発信し、笠置を売り込む、笠置に来ていただく仕組みをつくっていく必要があると私は申し上げております。

山村留学には、学園方式や里親方式、寮方式、家族方式があると聞いております。財政の負担のことや協力していただける里親がおられるのか、非常に高いハードルがあると思います。その中で取り組んでいく必要があるのは家族方式での山村留学かと私は思っております。地方創生の取り組みの中で大変な効果も生まれておりました。そういう人の流れも笠置にたくさん来ていただいております。そういうことを利用して、そういう体験だとか、短期のお試し住宅を利用しての経験などを計画して、そういう方を迎えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 僕は、魅力はいつできますかという質問であります。今の答弁は、確実にいつできるかわからないという返答にしか聞こえません。

今までに地方創生でたくさん魅力づくりのためにお金が投下されたかと思いますが、意味がなかったということでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 28年度、町におきましてはボリュームいっぱいの方創生の事業をさせていただきました。その中にはすばらしい大きな成果を生んだ取り組みもございましたし、これからその成果を求めていく、そういうこともございますし、見直していかなければならない、そういうこともあったと思いますけれども、地方創生におきまして大きな成果を生んだ、そういうことも現実でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 全くふわっとした話ばかりで、何も全く児童数減少について取り組む気はありませんというふうにはしか聞こえないように思います。

端的にボルダリング、カヌー以下魅力多数あるかと思いますが、笠置小学校の学力というのは全国の平均より少し上にいるんです、あの生徒数にもかかわらず。皆さん、27名だと競争率がないだとか、どうのこうの問題はすぐおっしゃいますが、あの子たちは27人皆兄弟です。それぐらい仲よく切磋琢磨し、この子に負けるものかと思いつながら生きているのが僕の子供を見てもよくよく感じさせてもらえます。

その中で、あの子たちに何、魅力がないねやというのは、笠置小学校には僕が行くと一つ思うのはいじめがないわけです。今、いじめの定義というのはすごい幅が広いんで、受け手がいじめだと思えばその瞬間にいじめになるんですけれども、全国に今いじめられっ子と呼ばれる子供たちが32万人いると。32万人というのは学校に行きたくても行けないわけで

す。笠置小学校は27人兄弟なんです。もうこれはどこにも負けない武器なんです。

人づくりはまちづくりなんです。その概念があれば、つけ焼き刃の魅力どうのこうの、人が定住するだとかどうのこうのよりも、この町は小学校、いじめられている子だったりとか、そういう予備軍の子たちを助けてあげられるという魅力があるわけです。そこに何もフォーカスしないで、地方創生で使ったお金だけで魅力がつかれると思っているそういう行政活動が僕はおかしいと思うんです。今、日本全国に32万人泣いている子供がいるというのに、町長は助けないと今おっしゃっているんです、魅力が足りないからと。

でも、今27名だとか25名を下回る、こういう年があるときには、みんな慌てるんです。出生率ゼロのときどうだったんですか。メディアがばんばん来て、自分たちの町は子供が生まれない町だと、いろいろたたかれました。あの当時不名誉だったことは皆さん御存じのはずです。それに対してまだ魅力が足りないから取り組まないと、町長はきょうおっしゃった。何ですか魅力とは、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、全国で32万人のいじめられている子がおるということでございます。そのことにつきましては、この前の人権学習講座におきまして、全国で32万人のいじめられている子がおる、でも東部3町村にはそういういじめの現実はほとんどないと、そういうことであるということをおはその人権講座の冒頭の挨拶の中でも発言をさせていただきました。これは東部3町村、特に笠置町の大きな売り物でございます。

小学生27人、本当に家族の一員のように皆さん仲よくして、元気はつらつに学校生活を送っておられる、それは笠置の大きな売り物でもございます。また、笠置ならではの教育も取り入れていただいております。特にさっきも申しましたが、落語だとかボルダリングだとか、そういうことも笠置ならではの取り組みだと思っておりますので、そういうことについて笠置小学校はどこにも負けない、私は誇りのある小学校であるということは、事あるごとに自慢をしております。笠置小学校に魅力がない、そのようなことはみじんにも私は思っておりません。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） じゃ、なぜ始めないのでしょうか。やるかやらないかです。この問題に対してやるかやらないかなんです。それをなぜやらないのか。それは大きい問題はたくさんあるでしょう。それ何やっても一緒ですやんか。どんなことをしても大小さまざまな問題、トラブルというのはあります。でも、それが5年後なんか10年後なんか、1年後なんか

2年後なんか、いつを見据えて誰が何をやるか、そういう話をしているわけです。

いつ、ふわっと、こうなったら、ああなったら、そう思いますみたいな話はもう言うてる暇なんかないんです。何でやったら現に27名しか在校生いないわけじゃないですか。毎年、毎年、保育所の卒園児が何人やみたいなのを気にしないとイケないわけじゃないですか。

それに対して笠置町で施策をつくらないといけないんじゃないですかという質問に対して、町長は、魅力ができたなら、何々ができたなら、できたらできたらと、できない理由を述べているだけなんです。やるかやらないかの「やる」をいつも選択しないんです。何年後の未来を見据えて答弁なされているんですか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何年後を見据えて、そういう年を切つての思いはございませんが、早急にいろんな手だてを打ち立てていきたい、そのように思っております。

今、笠置に風が吹いております。誰もが実感しておると思います。坂本議員も以前言われましたように、笠置が注目されて来ていただく方がふえております。そういう流れがあるにもかかわらず、魅力ある小学校や笠置のよさの発信が今乏しいのは事実でございます。

町といたしましては、今後、大きなイベントなどやった折には、やはりその校内には笠置を売り出していく移住・定住コーナーだとか、そういうのを設置して呼びかけていく、また、30年度の当初予算におきましては、アウトドアやネイチャースポーツ、お試し体験住宅などを利用して、見学会などを開いて笠置に来ていただく取り組みをぜひともやりたく思っております。そういうことで活路を見出していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 思います、思います、思います。思うことは誰でもできる。僕は常に思っている、子供に言っていることもそうですけれども、やるかやらないか、ただそれだけです、人生。人により100歳生きられる方もおれば60代で亡くなる方もいる。成人を迎える前に亡くられる方もいる。いろんな人々の思いを持ちながら人は生きていくと思うんです。

そういう思いがこの町の今、教育施策に見られるのかと、教育現場で頑張っている先生らがおる、子供らが、ちょうど僕、今思い出しました。関西テレビがこの町に来て、あの出生率ゼロのとき、うちの息子が質問された、僕は驚愕の質問でした。25名の全校生徒でどう思いますかと彼は聞かれた。僕は横で大人は何ていうことを聞くんやろうと、生涯25人

しか知らないわけです。同級生5人しか知らないわけです。その子供に対して、都会の人は、そう問うたんです。わかりますか、その言葉の本質が。うちの子供は明らかに頭の上にはてなが6つ、4つ出ていたように思いました。

でも、これは紛れもなく大人がつくった未来なんです。その当時、僕の父親世代は、やはりスーツを着て冷暖房の完備されたところに大学を出て就職をするのが子供の幸せだと僕は教育を受けたように思います。でも僕らはその結果、今、町がどうなったのかを知っています。お年寄りが仲よくはしているけれども、どこも寂しいようなイメージがする。僕の同級生は指折り数えるぐらいしかいない。でも、その同級生とも町の話はなかなかできない。この事実をつくったのはみんななんです。子供の幸せを願わない親はいないけれども、今、町長が答弁された内容が、本当にこの町の未来をつくっていくのかということです。そういう思いを持って答弁されているのかと。

なぜ給食費は3町村の足並みをそろえずに行ったことなのに、なぜこの質問に対しては東部3連合の議会、管理者、副管理者、みんな同じ質問、同じ答弁でした。まだまだ魅力が足りない、まだまだ魅力が足りない。今、実際、町の中で頑張っている活動家、結構います。だから、いろんな人が外から力をかしてくれるような現実が今生まれています。まだまだ魅力が足りないというのは、その人たちに対する暴言ですよ。

それで、まだまだ、まだまだやりたいと思います。じゃ、笠置のこの減少はいつとまるんですか。町長の任期中に何が事が始まるんですか、どういう場が生まれるんですか、一切、きょうの答弁からはそういう未来が描けないんです。町長として何がしたいんですか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 東部連合での答弁が、連合長、副連合長、みんな一緒やったんやないかと、そういうことでございますけれども、それはすり合わせたものではございません。私が考えた答弁でございます。

それともう一点、給食費については、笠置町は子育て支援を充実させていただいて、それを充当させていただいたということではございます。連合での取り組みは、もちろんその連合の中での取り組みでございますから、尊重してやっていくのが当然でございますけれども、和束、村、笠置、やはり独自の立場がございます。その中で、笠置といたしましては給食費を何とかしたい、一人でも子供をふやしていきたい、残っていただきたい、そういう思いで取り組んだものでございますから、そういう独自性につきましてもこれからも私はやってい

きたいと思っております。

どういうまちづくりをしたいかということでございます。今、地方創生でいろいろ取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでおります。やはり基本は今住んでおられる1,367人ですか、その方々がやはりこの町が住みやすい、この町に誇りを持っていただく、そういうまちづくりが私は基本だと考えております。これからもそういうことを目指してまちづくりに励んでいきたいと、かように思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 今聞いた内容が全てです。今住んでいる人の、今住んでいる人の。じゃ、あした住んだ人は今住んでいる人にならへんのかと、これが行政のやり方なんです。3町村足並み合わせていませんと、でも僕ら聞いているほうからは足並みそろっているようにしか見えないわけです。聞こえないわけです。特色も何もかも違う、ただ経費の面で東部3町村が1つになって教育連合をつくった、その歴史があるのはわかります。でも、だからこそ何ができるのかということは問うていかなあかんわけです。

町長は今おっしゃった。笠置個人でもそれは考えていかなあかんと、せやけれども、答弁からその熱意も魂も何も感じ取れないわけです。なぜか、やると言わないから。「思います」は言ってくださいます。でも、やると言わないんです、やると。それだけなんです。誇りを持って住めると、じゃ、誇りとは何なんですか、みんな統一された誇りなんてあるわけじゃないじゃないですか。ただこの町に生まれたというアイデンティティーはあります。この町をどうにかしたいという思いは皆さんあると思う。その一番執行権者としての役割を町長がどう果たすのかということを僕はずっとこの25分間問うているわけです。でも、思いますとは言いがやるとは言わないんですよ、やると。

給食費については、自分が有言したのでやりますということをおっしゃったかのように覚えております。でも、この子供が減っている、世帯数が減っていることに対して、やるとは言わないんです。こういう取り組みをしようと思えます、こういう呼び水はつくっています、だから何なんですか。だから、ビジョンを聞かれるんです。町長がおっしゃるそのビジョンの出口が誰にも見えないわけです。だから、毎回、毎回同じような質問をされるわけです。やるかやらないかなんです。

じゃ、きょうのこのまま終われば、やらないということ宣言されたというふうに僕は思います。それでいいんですね。答弁要りませんと、僕がもう申せば、町長のきょうの僕のこの一般質問の時間は終わります。そういう覚悟を持って僕と今答弁を交わしているのか、そ

れすら僕は疑問に思います。なぜならやると言わないんです。ずっと25人、24人、23人、27人とかという数字を繰り返している事実があるのにもかかわらず、大きな問題がたくさんあるからやらないときょうおっしやった。僕はそう思って、僕の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 答弁要らんねんな。

6番（坂本英人君） 要りません。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

一応、一般質問なんですが、私も何回も事あるごとに質問しています。1つとして9月にも質問させていただきました。今回もワイナリーに関してどこまで進んでいるのか御答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきましては、当初2社の企業が参入していただく予定になっておりました。途中、主幹をしていただいた1企業が倒産して順調に進まなくなってしまった経緯がございます。その後、1社だけでもやるという決意をいただいて話を進めてきたわけですが、9月議会におきましても、その聞き取りなどを調査して最終的な判断をしていきたい、そのような答弁をさせていただきました。

その後、何回も聞き取りをさせていく中で、やはり計画性や資金面につきまして不明瞭な点が多々ございます。でしたので、この際リセットして再出発したいと考えております。基本はブドウ畑の展開でございますが、参入していただく企業が皆無のときは新たな選択肢も視野に入れていく必要があるかと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長の答弁なんですけれども、町長が就任されたとき、切山地区の区民にどのような会合で話されたか御存じですか。それと、私はこの件について、事あるごとに質問しています。そのときの回答、町長御存じですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件につきまして、切山の地区の方に総会を開いていただきました。

そのとき私は、強い気持ちを持って切山地区の荒廃農地の再生に取り組んでいきたい、その

ようなかたい思い、決意を述べさせていただきました。議会ごとの発言についてちゃんと聞いておるのかということでございますが、きちんと聞かせていただいて、その後も検証をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長、切山地区でも、この議会でも、町長は不退転という言葉が発言されています。この言葉の意味、おわかりですか。町長として、ワイナリー、不退転の決意を表されたんですね。違うんですか。

（「議長」と言う者あり）

7番（松本俊清君） 町が——私の意見をちゃんと聞いてください、発言を。とめるんですか、議長。どうですか、とめるんですか。

議長（杉岡義信君） とめていないです。続けてください。

7番（松本俊清君） では、続けさせてもらいます。

町がその責任を持ってやるべき必要があると思います。切山でも議会でも発言された。業者、区民がやるものではありません、あなたがやると言われた。担当課、または行政としてどのような組織運営になっているのか、また、メンバーはどうか。これは、担当課は企画観光課ですね。当初より担当した課長が転勤され、どのように引き継がれているのか、9月から今12月ですよ。質問してどうなんですか、その点をお答えください。

それと、もう一つ言っておきますけれども、私が発言しているのにあなたはなぜ挙手するような発言するんですか。議長、それも返答お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。町長、質問が終わるまで、そんな慌てやんと、質問が終わってから答弁に。

町長（西村典夫君） 申しわけないです。松本議員の質問中に挙手をいたしましたことをおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

この事業をやめると、そういう気持ちは全くございません。私は議員時代からも、切山の荒廃農地を再生することは笠置の創生にとって大きな位置づけになると、そういうことをたびたび申してきておりました。そういう思いはいささかもなえておりません。そういう気持ちでこの事業は進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 続けてください。

町長（西村典夫君） 今、いろんな事情がございまして、しっかりした体制ができていないの

は事実でございます。新年度におきましては、きちんと取り組めるような体制は必ずつくっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと切山区民とか町民にこの問題をいつまで延ばすんですか。町民は、非常にこの問題に興味があると思います。また、町長は、議会で議案、議事の際に政治生命という言葉を使われました。この町活性化、荒廃農地対策にも同様な決意でおられるんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。切山の区の総会におきまして、私はどうしてもこの事業はやり抜きたい、そういうかたい決意を述べさせていただきました。その気持ちは、今もいささかも変わっておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

変わってないと、それは結構ですが、ちょっとお聞きしたいんです。行政事業につき、発案からこれ7年たっているんです。何の成果も出てないし、返答ものりくらしで全然進行しません。行政が行う長期ビジョンにも影響されると思われまます。特に貴重な土地、財産活用においても多忙な町長、わかりますか、組織運営力においても今決断すべきときじゃないんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども答弁させていただいた内容でございます。この際リセットして再出発したい、そういう思いで取り組んでいきたい、そのように考えております。

基本は、先ほども言いましたけれども、ブドウ畑の展開でございます。そういう企業の参入がなければまた違った選択肢も考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう一度聞きます。やるんですか、やらないんですか、お答えください。

また、やるとなれば、どういう案で、どういう方法でやるのか、それもお答えください。やめるんだったらやめる。ただ漠然とこのままほっとくと、地域の方も、また町全体からしても非常に困ると思うんです。先ほども言いましたように、決断のときです。やるんやったら

らやるという案はそれで結構です。どういう方法でやるのか、今もう決断して一生懸命不転でやったけれども、できませんという言葉もあると思います。二者選択です。今やるんですか。やるんだったらその方法、何回も言いますが、よろしくお願いします。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 切山地区の荒廃農地再生につきましては、いろんな方々の協力をいただきながら進めていきたい、そのように考えております。進めていくに当たりましては、やはり行政の中での体制をしっかりと構築し、また、議会の皆様、また地元の区の皆様、また農業委員会の方々の御意見や御指導をいただきながら進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長にもう一度お聞きします。あなたが就任されたときからこの問題はあるんです。今の発言からするとまたやるんですか。今までそれがなぜやれなかったんですか。そういうことを組織力、またはいろいろな面ではっきりとした筋道を立てて、やるやったらやる、今しかワイナリーをやめるという時期はないんですよ。それでもあなたはいろいろ農業委員会等を持ってやると発言されていますが、それに対して政治生命をかけるつもりでやられるんですか。そういう点、坂本議員と同じ、はっきりしたことが私ら理解できません。もう一度検討してください。

このワイナリーについてはこれ以上話しても同じですので、次の質問に移ります。

国道163号線歩道設置についてお聞きします。

これも何回も話して、9月にも質問しました。この交渉の結果、話し合いはどこまで進んでいるんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件につきましてはの答弁も、前回と同じようになるかと思えます。町といたしましては、府や国へ機会あるごとに要請をさせていただいております。現在のところ、具体的な進展はございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですが、11月2日に府庁にて163号整備促進協議会が開催さ

れ、要望書を提出されました。その折、道路改良は有市地区、歩道整備は切山一草畑間を要望されていますが、その日に2人の副知事とお会いになり、再度強く要求されたと思いますが、その結果はどうでしたか。

私は、9月の議会でも質問させていただきましたが、非常に危険な区間であるため交通安全対策、防災対策、沿道環境対策等、安心・安全で快適な生活環境づくりのため、何回交渉されましたか。地権者、府、工事に対する問題点の協議開催等、担当課にどのように指示をされたかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今議員言われましたように、11月2日、府庁におきまして笠置町の切山地区の歩道橋設置、道路拡幅、または有市地区での冠水をする箇所での対策を申し入れいたしました。その後も口頭で副知事さんをお願いを、要求をしてきたところでございます。

実際のところ、地権者の方とか、そういう具体的な話は正直なところできておりません。いろんな問題が山積をしております。そういう問題を京都府と一緒に相談しながら進めていかなければならない、そういう問題だと思っておりますので、笠置町が独自でこの問題を取り組めるものではないと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今いろいろな問題があるという発言ですが、9月にも私はいろいろお聞きしました。それ以後、そういう問題について、前に一歩踏み出た交渉はされているんですか、されていないんですか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 一歩、二歩進んでの交渉になるかどうかはわかりませんが、今先ほど申しあげましたそういう府や国に対しての要望を繰り返してやっておりますし、また、木津南土木所におきましても担当課の方にこういうことの要望をし続けておる、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いろいろ指示とか、そういうもっと具体的に話を進めてもらいたいと思います。ただ漠然とした話です。だからお聞きします。問題となっている点、どこか。府がどのように問題点を言っているのか、また、地権者はどういう話をされているのか、そういう点あって、必要

である何かの問題に対する対策をどのように受けとめられてどう進めていくのか。前回の議会のとき、府から何か言ってきたら町が全力を挙げて取り組んでいきたいと答弁されましたが、なぜ今その行動をされないのか、町民の声が、町長にはそういう声が聞こえないんですか。

この問題についてどうするのか、府としても御存じのように有市地区に歩道できました。そのU字溝が危険のためふた工事を今やっています。府が言えばやってくれるんですよ。事あるごとにあなたはいろいろ頼んでいるという発言ですが、どういう頼み方をされているんですか。今、歩道に対して何が問題として残っているんですか。9月からもう12月です。その結果、どういう話でどういうぐあいになっているか。

また、その問題解決に対して歩道対策プロジェクトチームを組織して取り組むなどの熱意はないのか。どうですか、町長。ただ町長の意見では全然これは前へ進みませんよ、その点どうお考えですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の草畑地区につきましての道路につきましては非常に危険である、そういう認識をいたしております。ここを将来的に和東に犬打峠が完成をします。新名神、宇治田原から和東までわずかな時間で通るようになります。大きく車の流れ、交通の流れが変わってくるだろうと私は考えております。新名神、宇治田原から和東を通過して笠置へ来られる、そういう方が今まで以上に交通量がふえてくると私は考えております。

そういうことも考慮して京都府にはこういうことを見据えて、そういう幹線道路へのアクセス道路としてのこういう市町村道路も整備をしていただきたい、そういう思いで強く要望をしております。笠置町が独自でこの事業を進めていくのは、私は無理だと思っております。京都府さんの力をかりて、共同して取り組んでいかなければならない、プロジェクトチームをつくってはどうかという御提案です。それは真摯に受けとめたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長の答弁、これは私、理解しにくいんですが、何が新名神とか、そういうことがあれば早く取り組んでやるべき問題じゃないんですか、どうなんですか。夢のような話よりも、実際のこれについてどうしてやっていくか、問題は何かと。最後に聞きます。府はどう言っているんですか、地権者はこの道についてどういうように言われているんですか。地権者ですか、府ですか、どっちができないんですか、問題点はどこなんですか。そこまで私は議会

でこれ何回も、6月、ずっと言っています。何回話し合われたんですか。その点、どうなんですか。なぜ地権者並びに府の担当者等に会合を持たれたり、問題点について話の詰めはできないんですか、その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほどの私の発言でございますが、新名神が宇治田原を通過して、和束、笠置に、相楽東部地方にも交通量が必ずふえてくる、そういうことも将来的に起こりますから、こういう草畑の拡幅をぜひしていただきたい、そういう思いで熱く強く要望している次第でございます。

京都府の担当者の方にも膝を交えて話をさせていただいておりますし、これからはしていくつもりでございます。そこで言われますことには、やはりいろんな問題があって、京都府として今すぐに解決できない状況にあると、そういうこともいつも返答をいただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 町長、何遍も聞きますけれども、問題がある、あったらそれをなぜ解決しようとしませんか。多々問題、前回もそうでした。何か物を挟んだような発言です。検討ですよ、もっとなぜ踏み込んでやらないのか。私は先ほどそのために、こういう問題について、歩道対策プロジェクトチームでも組んでやったらどうかという発言もしました。しかし、あなたの回答では、新名神とかいろいろそういう交通量がふえてくる、ふえてくればくるほどその歩道については必要性が増すんじゃないですか。

そしたら、前回も話しました。あなたの任期中にこの道はできるんですか。ただ漠然と問題がある、そのままほっとかれるんですか。全然進歩がないじゃないですか。我々に発言した、言葉が悪いかもしれませんが、我々議員を軽視したような感じにとれるんですよ。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 決して松本議員の発言を軽視している、そのようなことは全くございません。全て真摯に受けとめております。

この問題に関しましては、やはり京都府さんが先頭に立ってこの事業に当たっていただく、それが不可欠でございますし、笠置町はそれに乗っかって一緒にやっていく、そういうスタンスでございます。その辺は御理解を私はしていただきたい、そのように感じております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番です。

もうこれ以上話しても163はあれですんで、大体その交渉方法等を検討してみてください。これで163については質問を終わります。今度またあるときは、また再度質問させていただきますので、成果の出るような交渉結果の回答をよろしくお願いします。

続きまして、ごみ対策についてお尋ねいたします。

町として、クリーンセンターについてどのような対策と取り組みをやられているのか。相楽東部クリーンセンターの契約ももう非常に日が迫っております。そこで、東部3町村の首長でどのようなになっているのか。

それと、例えば笠置町のような小さい町ですとほったらかしになる可能性もあり、連携の大事な時期に来ていると思います。3町村の処理の継続、新たな広域処理、民間施設での処理、方法はあると思います。そのうち笠置町はどの方向に進もうとしているのか。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法、御存じのように法第4条の1項には載っています。だから、ゆえにここで問題が出てくるのは伊賀と定住圏問題の中で、環境問題が入っていると思います。それで、話はごみのほうはどこまで進んでいるのか、その点、進行、どうなっているのか。

また、人口が減少して非常にごみの集配量が少なくなってきました。そうやってきますといろいろ民間になってくると分別の方法にもまた変化が出てくると思います。そういう点、町民に分別の徹底したやり方、そういうのをどうするのか。

また、21号の台風のように、水害によりまして流木等の処理問題とか、どういうぐあいに今度持っていくのか、そういう点、ごみ対策について町の今後の取り組み等を質問させていただきますので、御回答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみ問題について答弁をさせていただきます。

相楽東部クリーンセンターの使用につきましては、議員も御存じのように公害防止協定によりまして平成31年3月末で使用期限となっております。それ以降のごみの処理の方向につきましては、相楽東部広域連合でごみ処理検討委員会を設置され、現在の施設を継続するか、民間委託するか、広域処理をするのか、3つの指標に取りまとめられた次第でございます。

使用期限、残すところあと1年半となっております。現在の施設を再延長、使用できるように地元関係者の方々と協議をさせていただくことになっております。

また、定住自立圏の問題を指摘されました。伊賀市との定住自立圏の問題でございますが、定住自立圏でのごみの処理につきましては、取り組みはうたってはおりません。定住自立圏での取り組みにおきましては、ごみの減量化や不法投棄の防止のパトロールなどを連携してやっっていこうという取り組みでございます。

また、民間委託になれば分別方法が変わってくるのではないかと、そういうことでございますが、このことについてはまだはっきり決まったわけでもございません。そのときにつきましては、また分別の方法につきまして、チラシや、また区に対しての説明などをやっっていかなければならないと思っております。

また、流木などの流れてきた場合、今回も京都府の御援助をいただきまして、流木の撤去などをしていただきました。今後におきましても、そのような府のほうの力もおかりして、そのような処理をしていきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の回答では、定住圏の問題で環境問題が入っているんですが、その中にはごみが入っていないということですか。

それと、今3つの首長で話し合うと、再契約するという形ですが、あと1年ぐらいの余裕でそれはできるんですか。できなかった場合、町はどのようにされるんですか、そういう点、再度お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 定住自立圏の取り組みについてでございますが、ごみの処理につきましては、取り決めはしておりません。先ほど申し上げましたように4R活動、ごみをどうして少なくしていくか、また、不法パトロールなどを連携してやっっていこうというそういう取り組みでございますので、ごみの処理についての連携は視野には入っておりません。

今、地元との延長のお願いにも行くようになっておりますが、これが不調に終わった場合どうされるかいうことでございますが、それにおきましてはやっぱり期限を区切って、緊急措置として民間委託をお願いしていくという形になります。この民間委託は緊急的な避難、一時的な避難でございますので、それをやりながらまだ粘り強く地元との交渉をさせていただく、そのような流れが連合の考え方でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、定住圏の問題で、環境の中にはごみが入ってないということですか。それとも、交渉をしていないということですか。なぜ環境にごみ問題が入っていないんですか。そういう点、どうなんですか。ちょっと調べて対応してください。これ以上もう言っても同じですんで、4番目の創生事業についてお聞きします。

今、町内にあります創生の館なんですけど、例えばサテライト等の管理はどの課がやっておられるんですか。それと、施設における工事終了後のチェックはどのようにされているんですか。それと、この施設の利用についてPRはどのようにされているんですか。また、9月からですが、使用された実績は幾らあるんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

平成28年度で整備いたしました町の施設ですけれども、総合常任委員会からも御指摘いただいております修繕等、それから確認等はこちら御指摘いただいた内容について順次、今しておるところでございます。

運用につきましては、まだできていないという状況になっております。もちろん担当課は企画観光課となっておりますので、こちらのほうで進めさせてはいただいておりますけれども、サテライトオフィスに関しましては、11月に試験的に事業者に御使用いただきまして、備品や消耗品、不足がないかなど聞き取りもさせていただきました。

お試し交流スペースにつきましては、まだ使用実績はございません。中の整備がまだ整っていないというところで、実績等が上がっていないというところになっております。これからPRをいたしまして、来年度の4月からは本格的に実施していただけるように、あと3カ月の整備、それから準備、PR等をホームページなり、広報紙等に掲載させていただいて進めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、課長から一応返答もらったんですが、もう一度聞きます。町としてどこが管理しているんですか。また、工事されたとき、終わった後、どこが、誰がチェックしに行っているんですか。

前回、議会のほうから提出されました回答書、この問題について、しかし返答が出ています。この返答について誰がチェックしに行ったんですか。だから、これから創生のためにど

うするんだと、町はどうするんだと、来てもらうんだったら、または使うんだたらどうするんだということが私は必要やと思います。例えばサテライトのくぎも一応指摘しました。見に行かれましたか。

また、あそこの旧伊佐治邸ですが、あそこでお試し住宅といういい名前がついています。あそこでお試しに住めるような場所になっていますか。草刈りはされています。その草刈りの処理はどうなんですか。玄関にある大きな松の木、枯れていますよ。あれもし倒れたらどうするんですか。行政はどこを見ておられるんですか、そんないいかげんなお試し住宅、そんなんで事はやれるんですか。返答はいつ来たか知っていますか。これもう9月に来ているんですよ。行かれましたか。町長でも誰か見に行かれましたか。旧吉田邸はまだそのままブルーのシートかぶっています。こんなことによく町——町長、町がこんなときによい金を使えますね。

前回の補正予算でも古民家修理代、植村邸です。そんな箱物ばかり町が金かけて、管理もできないような場所やったらどうするんですか。それについて、町長、どうお考えですか。もう担当課で今返答もらいましたけれども、そういう問題じゃないと思います。一応、参考に言っておきます。伊佐治のあそこ見に行かれましたか、それもあわせてお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 常任委員会におきまして、不都合がある箇所を指摘をしていただきました。当然、私も伊佐治邸、南邸、吉田邸に出向きまして指摘された部分を確認させていただきました。早急に整備をして一日も早く利用できるように修理をしていかなければならない、そのような思いを持った次第でございます。その後におきましては、担当課のほうで処理をしていただけるようお願いをしてきた次第でございます。

植村邸につきまして500万円の予算を計上している、問題ではないかという発言でございますが、笠置町といたしましては、笠置町が将来に向けての拠点づくりとして位置づけてきたものでございます。町といたしましては、これ以上の箱物をふやす計画はございませんが、今までしてきた計画は遂行、完遂をしていきたい。また、今まで十分に利用できていなかった拠点におきましては、これから今議員が御指摘いただきましたそういう箇所を修理なども早急にやって、PRを含めて価値のある拠点にしていきたい、かように思っております。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。先ほど松本議員の御質問いただきました件について、こちらのほうからも説明させていただきます。

建設が終了しまして、当時検査を受けましたのは当時の担当課、企画観光課の課長、それから担当者でございました。私が10月以降引き継ぎましてからサテライトオフィス等を確認させていただきながら、徐々にではございますが、本格的に運用できるように、備品等の購入、それから整備、施設の確認等も、ちよくちよくというわけではございませんが、少しでも進めるようにと努力はさせていただいております。目に見えてどうなっているということが、住民の皆様、議員の皆様に目に見えて変わっているというところがなかなかできていないというところは、まことに申しわけないですけども、一つずつクリアにしていきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、課長と町長の回答なんですけれども、例えば課長が見に行っておられるということになれば、あそこの旧吉田邸のシートはどのようにお考えなんですか。また、伊佐治邸の前の松の木、枯れたやつ、どうするんですか。

そして、企画観光課の担当ということになっているんですが、今のあの組織でそれができるんですか。そういう点、組織的な面も考えて検討してもらいたい。ただ、ここの答案、町長から出ているものについては、先ほど坂本議員からありましたようにやるとは書いてないんです、これ。検討する、検討することはあれなっているんですか。これは言葉のあやじゃないですか。やってから何カ月たつんですか、出してから。せめて課長が言われるんだったらシートぐらい外したらどうですか。笠置は観光でいくということになっているんで、笠置さんから見たあのシートはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

旧吉田邸のブルーシートにつきましては、今、屋根の補修に見積もり等を上げていただいて、多分年明けから改修といたしますか、修繕に入るように考えております。ブルーシートにつきましても、早い時期からかけたままになっているということで御指摘もいただきました。回答もできるだけ早いうちにとということでさせていただいておりましたが、台風によりまして雨漏り等、ほかの箇所等の雨漏りもございましたので、一度にやっけてしまおうということで、今、見積もりなり設計といたしますか、修繕のほうを金額上げていただいているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） あれは、伊佐治先生の松の木。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） すみません、それから、伊佐治邸の松の木ですけれども、こちらはちょっと所有者の方とお話をして、電線にもかかっているということですので、関西電力さんとのお話も、切っていただけないかというところもございまして、今ちょっとそこらで対応を進めているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、対応していくということは結構なんですけど、対応していくには期日がありますんで、できるだけ早く直してもらいたい。ただ、できること、できないこと等もあるんですけども、それは例えばサテライトのくぎぐらい処理してくれたらどうですか、これは簡単にできると思います。しかし、それがどこであるかとわからなかったら、言ってもらえばついていきますよ。やはりそういう施設ですので、もっと活用できるように、また、ほかにもPRできるようにお願いしたいと思います。

最初に言いましたPR、町としてのPR、これもいろいろ問題はあります。あればあるほどまたやりがいがありますんで、課長のほうからも率先して、大変ですがよろしく願います。

以上です。これで質問終わります。

議長（杉岡義信君） 答弁は。答弁いいですか。

これで松本俊清君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時04分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私は、3項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、笠置町創生戦略の進捗状況についてお伺いいたします。

先ほど松本議員のほうからかなり厳しい質問がございましたけれども、ちょっと重なるところがありますけれども、よろしくお伺いいたします。

この創生戦略は、平成27年度から創生戦略を策定し、平成28年、29年と各事業に取り組んでおります。そして、先ほども答弁ありましたように、一定の成果は上げていると思

います。だが、まだ道半ばの状況であります。その中で、先ほどもいろいろ出ていましたけれども3点について御質問いたします。

まず、1点目は、外部有識者等の参画する評価・検証組織を設置するとこの総合戦略の中
にうたわれています。これが設置されているのかちょっとはつきりしないんですが、これは
笠置創生委員会というのが設置されて進められております。この委員会を検証組織というこ
とで見てよいのか、まずそれについてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。西岡議員の御質
問でございます。

議員御推察いただいておりますとおり、28年1月に創生戦略、笠置町の創生戦略を策定す
るに当たって、わかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会というのが設置されております。そ
の所掌事務の中に、当然計画を策定する任務と、それからその目的達成のための必要な事項
というようなことで、これが検証委員会を兼ねている。そこの位置づけにつきましては、各
地方創生計画というのを事業ごとに策定するわけでございますが、その中でこの委員会を外
部の検証委員会とするというふうな位置づけで現在動いているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ということは、この創生委員会を評価・検証する組織ということで見ているということや
ね。そうであると、先ほどからもいろいろやりっ放しやとかいう意見が出ていますけれども、
この創生委員会で評価・検証はなされたんですか。今、28年度分、やった分についての評
価・検証はなされましたか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問でございますが、
28年度の地方創生事業の検証につきましては、29年8月31日に笠置町創生委員会を開
催させていただいたところでございます。また、その中で厳しい意見をいただいたというこ
とも承知しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

8月にたしかありましたね、会議が。それで、そこで私も常任委員長ということで、充て
職で委員に入っていたんで、その会議には出席しました。ところが、今おっしゃられたとお

り、厳しい意見が続出しました。というのは、会議開いただけなんです。委員の皆さんが一つもやった後を視察したんでもないし、評価・検証に行っていないでしょう。それで、委員さんがどういうことをやって、どういうものができたかということも何も御存じないんです、あの会議では。せやから私も会議で言いましたけれども、何も見やんとそれで評価・検証のことみたいなできますか。そんなん全然、組織があつて何も働きしてないのと一緒なんです。

せやから、この28年度の創生の評価というのは一応議会のほうで常任委員会を開いて、それで全部現場視察行きました。行ったところが問題だらけばかり。これ、先ほど松本議員が言いましたけれども、それで議会から町長宛てに改善文書を出しております。その結果報告が、先ほど松本議員が出していた報告書なんです。

ということは、何かやりっ放しになつてとるんです。この問題は、私は以前のいろんな地方創生についてやってきているけれども、全部やりっ放しで最後になっていない。それで、この総合戦略にも、次に聞きたいと思つてとるんですけれども、これちゃんとPDCAを回してやりますということで、ちゃんとこれええこと書かれているわけです。このとおりやつてもらいたいんです。

せやから、その創生委員会が評価・検証をする組織やというねやったら、竣工してでき上がったら一回現場を全部視察してもらおうとか、見てもらわんとあきませんわ。それでいろいろ検証するわけでしょう。そうでないと次のPDCAを回せないじゃないですか。

それで、もう次の2点目にいきますけれども、これ評価・検証の仕組みとして、もうPDCAサイクルを確立してやっていくということでちゃんと計画されているわけです、これ。このKPIによる検証結果、これはちょっと私は当初から問題指摘していましたけれども、これはただ単に数字の検証だけなんです。やったことができたかどうかという、それではあかんと、そのやったものの中身なんですよ、中身。それをちゃんと評価・検証せんとあかんということで、このPDCAサイクルについては、私は何回もここでもう言っているはずなんですけれども。

例えば、例としまして先ほど出とったサテライトオフィス、これの検証、どういうふうにやられたんか、ちょっとその辺、例で答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

その創生委員会の検証について8月31日にした結果、そういうのを踏まえて、今後、回数のあるあり方とか、今言われたような御指摘とかいうところは取り入れさせていただく。ただ、

あの検討委員会を踏まえて、やはり庁舎内でも協議をして問題点を共有するということは、庁内で調整をさせていただいている、次に向けてそういう形で運営していきたいというふうなところは現在庁舎内では合意しているところでございます。

P D C Aにつきましては、当然ふるさと創生、今まで行政が踏み込まなかった分野を最初に、初めてする事業ばかりでございますので、成功した例、あるいは計画どおり成果が見られてないなというようなところは当然でございます。その中で、やはりうまいこといった例というのは二、三ありますが、もう少し成果がどうやなというような疑問のところは、今御指摘のありましたサテライトオフィス等々でございます。

その検証については、先ほど議員からの御指摘、あるいは現状というんですか、利用できていない現状というのを早急に解消できる部分、それからやはり当初の計画を若干修正しなければならない、利用の面については。それは今その目標に向けて、ある面では中期的な視野に立って目標値に近づける努力をこれから、今も当然取り組んでいただいていますし、詳しいことはちょっと所管課のほうから内容はお答えいただきたいんですが、目標値に近づけた努力をやっているというふうな検証結果としています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それで、そういうふうに回していただきたいんです。それで、サテライトの例を言いますと、先ほど答弁で、試験実施をしているとかいうお話も出ていましたけれども、これ各部屋の使用料とかそういうものの要綱うか、規則うか、そういうものはもうつくられたんですか。それで、これいつからそしたら運用に入っていくのか、その運用の入っていくについての各箇所への P R、そういうものをちゃんと考えてやっておられるのか、その点についてお聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員のサテライトオフィスに関する質問にお答えさせていただきます。

1 1 月に試験的に入っていただきました方は、今後も入居というか、使用を希望されている事業者さんです。多分 4 月からになると思うんですけれども、1 月以降も何回かこちらに来るので使用させてほしいということをお伺いしております。

要綱につきましてはできておりますし、使用料につきましては 6 月議会で改正させていただいた中に細かい使用料の規定を入れさせていただいております。各部屋、先日、1 1 月

に試験的に入っていただいたときは、例えばその高度情報ネットワークがきちんと使えるとか、備品として足りないものがないとか、そういうことをヒアリングさせていただいて使っていただきました。それを反映させながら、それこそ本格的に年明けぐらいからサテライトオフィス、それから先ほど出ておりましたお試し住宅も、募集なり広報をいたしまして、本格的にはもう新年度になるかとは思いますが、そこからはきっちりと運用させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

新年度からうまく運用、回っていくようにちゃんとやっていただきたいと思えます。

それで、3 点目になりますけれども、一応これ効果・検証をやったとして、これ今 1 2 月の補正でまだ地方創生の 1, 5 0 0 万円ほどか、何か出てやっておられますけれども、これも今、来年度の予算要求の時期にも来ていますので、これ 3 0 年度の予算要求、その辺と、それからその執行体制ですね。先ほども大分松本議員のほうから出ていましたけれども、これをやっていこうと思ったら、やはり企画観光課が担当でやっていかなければならないと思うんですけれども、企画観光課の体制は、これは町長による聞いといてほしいんですけれども、今、総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者や。3 つも一番中枢の行政の中枢を 1 人の人間が今持っているという状態なんですけれども、これは私ら監査委員の立場からしても、1 人に大事なこの組織を持たせるというのは、ちょっと酷ですよ。

それと、やはり 1 人に固まるとチェック機能が働かない。そういうデメリットも出てきますので、この辺の体制を何とか新年度からは考えてやってもらいたいと思えます。今、企画観光課の方は、職員は 3 名やったかな、3 名でやっておられるわけやから、いろんなまだ問題も残っているやろうし、その辺の強化というのは真剣に考えてもらわないと回っていきませんよ、これ。まだ、地方創生の 1 2 月の補正出た分もこれ 3 月までにやらんといかんわけですから。

それと、1 3 日の議会でいこいの館は指定管理と、やってもええということで可決しましたけれども、これについても企画観光課が中心になっていかなければならないんでしょう。そんなことできるんですか。もっと体制をちょっと組み直してもらわんと、これもうやりっ放しの事業ばかりになってしまいますよ。

それと、地方創生、2 8 年度はプロジェクトチームいうものを組んでやっておられましたね。これはもう 2 8 年度で解散されているみたいですが、なぜ解散されたんですか。

でき上がったからやめられたんですか。なぜこのプロジェクトチームをもっと、これ5年間の計画でやっているんでしょう。それまでなぜ置いとかなかったんか、その辺について答弁ください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の前段に御質問いただいていた件について御答弁させていただきます。

平成30年度の予算要求につきましては、現在、各課から提出いただきながらこれから取りまとめを進めることとしております。平成30年度の地方創生の事業につきましても、今年度は御存じのとおり12月議会で計上させていただいたものと6月の議会で計上させていただいたものだけとなっております。それを踏まえながら新年度の予算を計画していくというところになるんですけれども、先ほど参事からの答弁もありましたように、創生委員会のほうにも本年度の事業の内容を御報告させていただくということも必要かと思っております。

こちらからその報告なり事業の内容をお知らせいただいて、次、検証しないと内容がわからへんやろうということが前回の委員会できつく御意見いただいたところですので、今年度年明け、今年度の事業計画につきまして御報告させていただいて、内容をまたお知らせさせていただきたいと思っております。

そこでの意見なり、本年度当初計画しておりました事業からかなり規模を縮小した内容となっております。例えば炭酸泉につきましてはもう事業化できるだけの湧き出し、湧出がなかったということで、もうこれは事業を実施できないということもありますので、そこらの見直しはかなり大きなものとなってくるかと思っております。そういうことも含めまして30年度の予算には計上させていただきたいと思っております。

また、先ほどの12月議会で議決いただいた事業につきましても、現在、実現可能な事業を計上させていただいておりますので、今後3カ月という短い時間ではございますが、効果的に実施していきたいと考えております。

執行体制につきましては、地方創生の事業に特化せず、業務の見直しを含めてまた全庁的に考えていただけるものと職員の中では思っております。こちらはまた町長、答弁いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西岡議員御指摘のとおりで、役場の今の体制は正常な状態であるということは深く認識をしております。また、特に前田課長におかれましては、加重的な任務を

担っていただいている、一日も早く正常な体制をつくらなくてはならないように考えております。新年度におきましては、各課が十分その各課の任務を遂行するような体制をきちんとつくっていきたいように考えております。

プロジェクトチームにつきましては、28年度で一応解散をいたしました。なぜかということですが、その課におきまして、やはりその方が抜けることによってその本来の業務に支障が出てきたというのもございます。また、30年度からは紡ぎの館も完成して、その事務業務も発生をしております。全庁的なバランスを考えましてプロジェクトチームを解散したという次第でございます。

企画観光課におかれましては地方創生を担っていただく、そういう大きな役割を果たしていただくわけですから、十分な体制を組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ほんまに体制をちょっと考えてやらんと、これ、この間の12月補正予算の補足資料ということでもらっていますけれども、ここにどない書いてあるかといったら、ええこと書いてあるんですよ、これ。新たに地方創生交付金として内示のあったもの全てを取り組むのではなく、昨年度の課題を踏まえ、必要性、実施体制、事業の着地点、事業実現の可能性、事業後早い時期での活用、後年度の負担、管理運営体制、継続性、自走可能性等を整理・判断し、内示のあったもののうち確実に12月以降での事業実施で成果が出るものに絞り込んだと、ここまで書いています。この文章、誰つくらはったんか知らんけれども、これだけの考えでやってもらったら全然問題ないと思います。これでやってください。

その中でちょっと質問しておきたいのは、これ表の中で推進団体等というところで笠置インパクトとか、アクティブシニアチームとかいろんな団体が出てきていますけれども、やる気のある人が多分こういう団体をつくっておられるんやと思いますけれども、それならいいですけれども、この人たちとこれ委託料として金額、要求額が上がっておるんですけれども、これ委託するのに、先日も言いましたけれども、これどういう契約をするのか、委託契約をちゃんと結んでやるんかどうか。そうでないとこの金額がどういうふうに使われたか、そういうものが評価できなくなりますので、それ委託契約でちゃんと契約してこの団体の代表とそれ契約できるような状態になるんかどうかちょっとわかりませんけれども、その辺の仕様書、契約の仕様書ですね。その辺に事業内容を、ちゃんとこちらの内容を相手さんに伝えるような仕様書をつくっていただいて、それに見合った委託料を払うというような形をとって

もらわないと、また今回のような問題が発生すると思いますので、その辺、強く要望しておきます。

その辺について、やり方、どういうふうに考えておられるのかちょっと答弁願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） ただいま西岡議員から御質問をいただきました。

29年度12月補正において計上させていただきました地方創生関連事業の中で、推進団体、実施をいただく具体的な団体名として笠置インパクトであるとかアクティブシニアチームであるとか、いろいろ笠置の中で現在活動いただいている方々も含め、いろんな名前を上げさせていただきました。

実際のところ、そういった方々に事業が委託できるのかといいますと、やはり事業の進行管理能力、予算の管理能力、そして成果品のまとめ方等につきまして、それらの方々に丸投げするというのは非常に困難であるというふうに考えております。

したがって、そういった方々には、実際の作業面ではさまざまな活動には従事をしていただき、作業に必要な、あるいは活動に必要な経費はお支払いはさせていただきますが、一旦こういった事業を全体取りまとめいただける事業者をプロポーザルで公募させていただきまして、そちらのほうにしっかりとした仕様書をお渡しし、しかるべき実行団体に対して予算が配分されるように、管理、そしてその取りまとめ等をお願いしたいというふうに考えております。委託契約につきましては、そのようなことで進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ほんなら、ちゃんと委託契約をやって実施するというので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2項目めは、京都府暫定登録文化財制度についてお伺いいたします。

これは、京都府では貴重な文化財の早期保護を図るため、平成29年4月から暫定登録文化財の制度を創設されております。この中で、笠置町でも2件の候補地がありまして、現地調査にも入られている状況であります。そういう中で、教育委員会によりまして、和束町では既に町として文化財の補助制度いうものを確立されておりまして、今年度も改修に補助が出されているということが、先日の東部連合議会でも補正予算で上がっております。

そういうことで、教育委員会のほうへ確認したんですけれども、東部連合として、教育委員会は連合になっていますので、東部連合として南山城村も笠置町も和東町も町村としての補助制度を考えていきたいということの返事をいただいております。そういう中で、笠置町としてはどのように対応されるのか、その辺についてお伺いたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西岡議員御質問いただいた暫定登録文化財制度の町の対応についてなんですけれども、西岡議員おっしゃっていただきましたように、和東町では相楽東部広域連合が設立される以前から登録文化財の修繕等に対して補助制度を設けられておられました。現在も、連合が設立された以降も、和東町の登録文化財についてはその制度を継承されて、補助金を交付されているということになっております。

京都府におきましても、ことし4月から文化財の保護を図るために暫定登録文化財制度が創立されました。連合におきましても、この制度の趣旨に鑑みまして、笠置町、南山城村、両町村に制度を拡大しようかということが今検討されているということをお聞きしております。平成30年度の予算要望に多分上がってくるのではないかというお話でしたが、上がってきて議会でも、その事業の拡大、条例改正も必要となってくると思いますので、それが議決といいますか認められた場合は、町といたしまして町の文化財に係る分については負担金としてお支払いする、そういうふうになると思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

先ほどから地方創生でいろいろ計画されています。こういう貴重な文化財です、埋もれている文化財、こういうものをちゃんと守って後世に伝えていくと、こういうのも地方創生の一環やと思うんです。何も新しいことをやるばかりが地方創生じゃない。新しいこともやって、古いよきものも継承していくと、こういうことをやっていかんとあかんと思いますんで、この制度についてはぜひ協力的に町のほうもやっていただきたいと思います。

ちょうど私ところの地区でいいますと、三神宮いうお宮さんがあるんですけれども、これやはり伊勢神宮とかと同じように20年に1回、改修いうか、改修工事をやるしきたりですとやってきておるんです。そういうことで、今地域でなかなか大きい改修するいうのも予算的にももう人が減って、戸数も減ってきているんで寄附金も集められないというような状況にもなってきていますので、こういう府の制度ができているんやから町のほうとしてもぜ

ひそいうことを考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、3項目めの質問に移ります。

3点目は、笠置町施設の指定管理制度についてお伺いいたします。

この制度は平成27年4月から指定管理制度が施行されまして、平成29年3月には笠置町でJR駅舎の指定管理者を指定されて、今進めております。

その中で、1点目は、まず指定管理者選定委員会には学識経験者を町長が選任するというのに、ここの要綱で決められておりますが、今現在、学識経験者の委員は選任されておられるのかどうかお伺いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

選考委員会というものは、施設の指定管理を選定するために、その時々、その都度、委員会を置くものとしておりますので、現在、指定管理をどこの施設も募集しておりませんので、現在は委員会自体が設置されていないということをお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

その都度ごとに委員会を置くということですか、ああそうですか。そしたら、そのときにやるということですね。

今回、いこいが指定管理制度を導入するということになりましたんで、今回いこいについてまたその選考委員会をつくると、そういうことになるわけですね。そのときには外部の有識者も入れると、こういうことでよろしいですか。わかりました。そしたら、その辺よろしく願いします。

それから、2点目は、指定管理者の選定基準というか、その選定する基準、そういうものが策定されているのかどうか。これ、条例によりますと、出してきた事業計画書の内容がこの4項目に入っているかどうかというようなことは一応条例で決められておるんですけども、これだけではちょっと何者か入ってきた場合にどちらを選ぶかという基準にはならないと思うんです。だから、具体的なその選定基準とかそういうものはつくられているのか、まだこれからつくろうとされているのか、その辺についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

条例につきましては、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例となりますので、手續についてはこの条例で規定しております。ただ、指定管理者を募集する内容につきましては、こちら先ほどの選定委員会と同様、施設に応じた募集要項をつくっていくということです。今回、いこいの館につきまして指定管理者を募集する場合は、内容に合わせて募集要項も定めていくということになっております。

提出いただく要件等につきまして、手續につきましては先ほどの条例を使わせていただきますが、内容、それから選考過程等につきましては、その都度、要項なり募集要件で決めさせていただきますということになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。

そしたら、そのときちゃんと要項の中に、どういう業者を選定したらええかというようなことは出てくるわけやね。わかりました。

それでは、この指定管理者の申請が複数あったらいいけれども、もし1者しかなかったという場合はどういう選定になるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

1 者の場合でも、一応プロポーザルのような形になりますので、出していただいた業者が合致するものであれば、1 者であっても内容としてはオーケーであればそのまま進むかもしれませんが、内容に合致しない、これではだめということであれば再募集もあると考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。

そしたら、次、いこいの館の指定管理について、大変大事なんで、複数事業者が来てくれたらええけれども、1 者しかなかったというようなことになって、これ集まらんというようなことになったら、たちまちいこいが立ち行かなくなりますんで、その辺よく検討して、そういう要項、選定基準等を考えていただきたいと思います。

それを要望しておいて、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

2 番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。僕は2点についてお聞きします。

28年度の補助金事業について、町長にお聞きします。

報告書等には目を通されたと思うんですけども、当時、議会でも問題になったんですが、委託、委託と並んでいたあれについて、町長はどういう感想を持たれたかお聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 28年度の補助金にかかわる事業報告書は逐一検証をさせていただいております。やはりその中におきましても、先ほども申しましたとおり、大変成果があったもの、また、これから成果を生み出していかなくてはならないもの、また、検討をしなくてはならないもの、そのような分類ができるかなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今、町長が成果があったものとおっしゃられたんですけども、継続事業があつて一つ一つに多分お答えしてもらうのはちょっと難しいとは思うんですけども、これぞというのをもし幾つかあれば聞かせてもらいたいんですけども、成果があったものについて。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 28年度、先ほども申し上げましたとおり、ボリュームいっぱいのお仕事をさせていただきました。その中で、私は特に大きな成果が出たというものは、やはり「笠置Rock!」であつたと私は実感しております。この映画にはいろんな波及効果が私はあつたと思っております。一番私はうれしいなと思いましたが、笠置にはどこにも誇れる自然があるということ、また町民挙げてすばらしい映画を完成させた、こういう思いを町民みんなで共有できた、私はこのことがすごく大きな「笠置Rock!」の意義があつたと思っております。

実績に関しましても、笠置の産業振興会館で試写会にも昼、午前中、午後からもありましたけれども、どちらもいっぱいの方でした。その後、高の原イオンでも劇場の係員の人もびっくりするぐらい連日たくさんの方が来られた。また、向日市、また名古屋での映画会にも予想以上の人が来ていただけて、たくさんの方が笠置町のいいところ、すばらしいところを知っていただきました。私、長岡京に友達がおられます。向日市のイオンシネマで上映されたとき見に行ってくださいました。親子連れで行ったと言われました。子供がこの映画を見て、笠置に行ってボルダリングをしたいということをお父さんに言われたそうです。私はすごくうれしく思った次第でございます。

特に28年度におきまして、これをと言われるならば、私は「笠置Rock!」の映画の取り組みが秀逸であったと考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

「笠置Rock!」について、確かに物すごいいいきっかけにはなったと思います。しかし、高の原に関しても、その他の映画館のときに関してもそうですけれども、ほぼ映像制作会社と笠置町の有志による団体によって成果が得られたものと思います。こういう言い方をすれば、町の職員に対して何か悪く言っているようには聞こえるんですけれども、当時その映画に対してもそんなに積極的な参加をしないというか、余り興味がない職員もかなりおられたように思うんですけれども、その点、横のつながりとかというのはどういうふうな指示を出しておられたんでしょう、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この「笠置Rock!」を広めていく活動に当たりまして、西議員が言われました笠置Rock!広報隊の皆さんのボランティアによります活動は大きく寄与していただきました。本当に頑張っていたいただいているその様子につきましては、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

役場の中でのこの取り組みについての関心が薄い、そのようなことを言われましたけれども、逐一何らかの方法で職員には周知をさせていただいて、また映画館にも足を運んでいただくような、そのような発信はさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

その話の流れで、ほかの事業についても成果、よかったもの、今後考えていかな部分があると町長もおっしゃいましたけれども、今後それを生かしてどういう展開をしていくか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来申し上げておりますけれども、こういう取り組みによりまして、笠置にはすごくいい風が吹いております。それによりまして、笠置に来ていただく方がたくさんふえてきております。ネーチャースポーツ、ボルダリングやカヌーや冬キャンプ、そのようなものも例年に増してたくさん来ていただいております。そういう方の人の流れを生かして、何かそういう関係のある取り組み、企業などを誘致していけたらなと思っております。

また、先ほど来、効果があるようにしていかなければならない、そういうことにつきましては、今、先ほど来から取り上げております拠点につきましては、前田課長からも答弁ありましたように、拠点の整備を一日でも早くして、その拠点の売り物をしっかりPRして、そこを十分、つくる意味をきちんと果たせるような体制をつくって行って、きちんと活用できるようにしていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今回、一般質問で坂本議員もおっしゃられたんですけども、これからつくるというのも確かに大事ななんかもわからないんですけども、今あるものを生かしていくというのも当然あってしかるべきやと思うんです。そこにこういうお金が投入されていないように思うんです。

何か次から次へと、新しいもの、新しいもの、箱物、箱物みたいになっているんですけども、それについては町長、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 箱物の整備につきましては、この前から答弁させていただいていますように、これで笠置町の箱物としての必要性はなくなったと思っております。今、西議員が言われました今あるものを生かしていく、これも私はすごく大事なことだと思っております。いみじくも先ほど西岡議員が質問されました文化財に対する保護、補助金を出していく、そういう制度も笠置でつくるべきだと提案されました。私もそのように同感をいたします。そういうことを積み重ねていながら、昔から伝わる文化財、そのようなものも私らが残していく、そういうことによりまして創生にもつながっていく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

補助金事業については、これが最後になるんですけども、先ほど来、松本議員、西岡議員もおっしゃられたんですけども、サテライトオフィス等で議員が視察したときに、指摘された不備、ふぐあいについては、さっきも答弁があったんですけども、例えばウッドデッキのすき間、浄化槽のコンクリートのひび割れというのは解消されたんでしょうか。担当している課長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

9月に御報告させていただいてからなかなか進んでいないというのが実情でございます。

一つ一つといきますか、徐々に解消していくように今取り組んでおりますが、施工業者さんのほうにはお話をさせていただいております、これから取りかかっていたけるようなお話になっております。向こうも、相手さんもちよっと事業ほかにも、事業というか工事も入っておられたので、ちよっと後になってきているということもございまして、なかなか目に見えて改修されていっているというところが出ていないのが本当に申しわけないですけれども、3月までにはきっちりと全て解消して、私物についてもごみ処理に出していったりさせていただいておりますので、新年度の本格的に動くまでにきっちりとした形で運営できるように進めたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

28年度で終わっている事業なのに、29年度いっぱいかかって補修するというのはちよっと僕も建築業にはかかわっているんですけども、ちよっと不思議な気持ちはするんですけども、業者に対して期限を切って返答をもらうとか、必要であれば法的措置をとるという相手に伝えて早急にやってもらうという手を考えるというのも方法の一つやと思うんです。

事業が終わったからいいというものではなくて、町としては継続してそれを使っていかなくはいけないので、気持ちとして自分の家とか、自分のお金でやっているという気持ちがあれば、もうちよっと早く真剣にというか、真剣にやっておられるんでしょうけれども、みんなが見て納得できるような措置をとってもらいたいです。今後、そういう対応をお願いします。それはもう答弁はいいです。

次に、まちづくり会社についてお聞きしたいんですけども、町長に対してお聞きします。

過去に何度も質問されたと思うんですけども、もう一度お聞かせをお願いします。何のために設立されたのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前提ではありますけれども、まちづくり会社は笠置町創生のための事業を推進するまちづくりの牽引役として、行政や民間だけでは実施が難しい事業を官民協働で取り組んでいける、町内で経済を回していける仕組みをもたらすために設立をした会社でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置町創生、牽引役という言葉が出たんですが、この設立されて1年たちますが、実績をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まちづくり会社ができただけでまだそんなにも年数がたたない、また、こういう経験も少ない、そういう中でまちづくり会社といたしましては駅舎の指定管理を受けて、テナントを募集され、ステーションというテナントを迎え入れられました。町の玄関口としてすごく明るくなったと町民の皆様も喜んでいただいております。

また、東京の昭島でございましたアウトドアフェスタに笠置町もブースを出展するということになりまして、その主幹をまちづくり会社に担っていただきました。全国からアウトドア関係の人が昭島に一堂に集まり、その中で笠置町の存在も大きくアピールをしていただきました。また、特に鈴木スポーツ庁長官から、笠置町の行っている取り組みは、国が目指しているスポーツ振興と合致するということをお願いしまして、鈴木スポーツ庁長官から笠置町を応援したい、そういう言葉までいただいたすごくありがたく感じております。

さらにイベントにおきまして、古道具の販売などの活動もしていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

実績なんですが、昭島に関して言えば、これも先ほど出た「笠置R o c k !」の映像会社、笠置広報部という団体が主になってやっていて、僕もそこにはかかわらせてもらっているんですが、経緯も知っているんです。ほぼほぼまちづくり会社というのはかかわっていませんでした。補助金の関係でまちづくり会社というのを使わせてもらったんですけども、まちづくり会社から、じゃ、こうしよう、ああしようというのがないんです。ほかの団体ありきの実績がほぼほぼやと思うんです。もし例えば地元の他の団体が、そういうふうなまちづくり会社をそういうふうな形で使ってくれというのであれば、もう少しそういうのを各団体に広めるなりするのが適当ではないかと思うんですけども、そうか、これからはもうまちづくり会社が主体として、逆にまちづくり会社からアプローチしていくという形をとるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 昭島のアウトドアフェスタに実際、実行していただきましたのは、笠置R o c k ! 広報隊の皆様のお力によりまして実施できた、そのようには受けとめております。

まちづくり会社をこれからどういうふうに育てていくかという観点からだと思います。29年度の創生事業におきましても、まちづくり会社をお願いをしていく、そういうこともありますし、また、まちづくり会社みずからが活動していただく、そういう可能性もあると私は考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

その後ちょっとまちづくり会社が笠置に与えた経済性、経済活動を生かされているかどうかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、今のところ多分、今の答弁ではほぼほぼないと思うんで、ちょっとそれはやめます。

先ほど町長が言わったように、みずからかかわっていくということをおっしゃられたんですけども、例えば28年度の事業の中にも、まちづくり会社が受けて、補助金事業でもいいんですけども、まちづくり会社が受けて、町内の業者に発注するような事柄というのはあると思うんですけども、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西議員が提案をいただきましたまちづくり会社に委託をして、まちづくり会社がその具体的な事業を笠置町の業者に任せていく、そういうことも私は歓迎するものでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そうなんです。そう思います、僕も。委託、委託で他府県、他市町村にお金が流れていくというのは確かにもったいない話で、28年度の事業の中でもできることはあったと思います。どれとは言わないですけども、何かを調べることに何百万というのが何件かあったと思うんですけども、そしたら町内にお金が流れて、町内の経済にも貢献できると思います。

余りもう言うことなくなったんで、すみません。ほんまは経済性についてちょっと聞きたかったんですけども——いいですか、お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほどまちづくり会社の設立の意味の中におきましても、町内で経済を回していく、これは大きな私はポイントだと思っております。そういう観点からおきましても、今、西議員が言われましたように、町内でできる、こなせる業務、業者があれば、今言われましたようにまちづくり会社に委託をして、まちづくり会社からそういう業者に事業を

任せていく、そういうことが本当に笠置町の経済を回していくということにつながりますので、今、西議員が言われましたことにつきましては、私は大いに賛成をいたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今の町長の答弁からは、来年度はまちづくり会社が本格的に始動して、町の事業をとって行って、町内にお金が回せるということによろしいですか。わかりました。

せっかくなので、町になるように活用させてもらいたい、そういう希望を持って質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 今の答弁。町長。

町長（西村典夫君） 今、西議員が指摘された点につきましては、重々そういうことを踏まえて30年度の創生事業に係る事業につきましても、そういうことが可能であるならば、そういうふうな体制で実行していきたい、そのように考えます。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時10分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、向出健君の発言を許します。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一般質問をさせていただきます。

まず初めに、関連性の問題として多少質問の順序を入れかえるところ等あります。また、先ほど来から地方創生の問題でも質問が出ていますので多少省略する点等あること、御了承いただきますようお願いをいたします。

それでは、まず1つ目の質問ということで、地方創生の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほど来からも他の同僚の議員からも質問が出ていますけれども、この地方創生の取り組み、やはり結果の検証、十分にできていないのではないのかという点が非常に気になります。これまでの取り組みでも蜂蜜を開発した等とか、ある程度の事業報告はされましたけれども、例えば蜂蜜でいえば、今後、せっかく開発したものですから、どのように活用して、それがまちづくり、地方創生にどのような影響を受けるのかと、そこまで

含めた中身の報告でなければ事業の報告としては不十分なのではないでしょうか。

これまでのような、ただこれをやった、あれをやったという内容ではなくて、きちっとした形の報告というものをやはり議会に対しても、住民に対してもしっかりと示していただきたいと思います。この点について明確に答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今の向出議員の御質問でございます。

先ほど検証、それから今後の取り組みにつきましての流れで、なかなか真意が伝わっていない、伝え切れていない、あるいは検証不足であるというふうな御指摘をいただきまして、体制的には来年4月からでございますが、その間も引き続いてできる限り反映させて、本年度についてはやっていくところでございます。

個々の具体的な事業については、若干所管課長のほうから御報告いただきたいと思いますが、なかなか創生事業全般が多岐にわたったメニューで、一つ一つ説明できなかつた点、それから今後のまずは起点をこの創生事業でつくったわけでございます。その中に成功した例、あるいはこれから課題を抱えた中で出発をしている点、まずは出発点に立たせていただいたというところは間違いないかと思っておりますので、今後の方向性を含めて所管課長のほうから、例えば三尺キュウリ、蜂蜜等についてはお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど地方創生担当参事のほうから回答ありましたけれども、具体的な内容を少しだけ御報告させていただきます。

三尺キュウリ、蜂蜜、それから炭酸泉等につきましてですけれども、炭酸泉、先ほど西岡議員のときにも答弁させていただきましたように、調査の結果、活用できるだけの、商品化できるだけの湧出量がなかったということで、本年度は取り組んでおりませんでした。

それから、三尺キュウリにつきましても昨年度栽培していただきましたが、言い方が適正かどうかわかりませんが、もう少し過保護に栽培する、育てないと、ほかと交配してしまうようなことをお聞きしましたので、今の露地での栽培というのは難しいということで、ことしはまだ一旦保留といいますか、取り組んでおりません。

それから蜂蜜につきましては、順調に抽出されて、販売も今、産業振興会館などのほうで

販売していただきましたが、年間とれる時期であったり量というものが余り大量にとられていないということで、うちのほうもこれが通年あるようでしたら、例えばふるさと納税での特産品の返品品ということも考えていたんですけれども、今の時期、ちょっと蜂蜜が手に入らないような状況となっております。ですので、ちょっと今後、蜂蜜を実施していただいているところでしていただけるなら、もう少し量を確保していただけるなりということで御相談させていただきたいなど。個別の事業についてはそういうふうなことになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こういう質問をしているというのは、以前からも同様のことを言わせていただいていますけれども、例えば炭酸泉で言えば、結果としては事業をできるだけ量が抽出できない、とれないということですのでけれども、例えばその調査費がもっと工夫して安くできなかったかなとか、そういうことを検討するにしても資料が十分じゃない、情報が十分じゃないというふうなところが多くあるんじゃないかというふうに感じて質問をさせていただいています。

もともと地方創生の事業にはいろいろ疑義も個人的には持っていますけれども、ただ、実際に交付金がおおりて、それが有効に使われるならいいんじゃないかという立場でいるわけですが、この間の取り組みを見ていると非常に計画性にもやっぱり疑問を抱きますし、そういう情報提供という点が特にまず入り口としては弱いんじゃないかというところで、ぜひ町長としてやっぱり情報開示といいますか、情報、資料の提供ということを十分にするという、はっきりとした姿勢を示していただきたいということで、町長からも答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これまでの取り組みにおきまして、地方創生における事業をチラシにおきまして全戸配布させていただいた経過もございます。地方創生の事業といいますのは、やはり一部の者がするのではなくて、町を挙げて取り組んでいく、そういう姿勢が問われるものでございますから、こういう情報を開示していった皆さんとともに取り組んでいく、そういう姿が必要であろうかと思っておりますので、これからの創生事業におきましてはしっかりと開示をしていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど西議員のほうからもありましたけれども、調査費等々が幾つかついていまして、結構な額があるという中で、これが本当に適正なのかなと、不正をやっているということを指摘しているわけではないですけれども、もっと工夫した形はないかなとか、そういうことを検討するにしても、どういう形でこういう算出がされているだろうかという資料も不十分じゃないという点は、やはり事業をしっかりと進めていく上では大事な視点なので、しっかりとそこを意識して今後の報告、検証に生かしていただきたいということを求めたいと思います。

それで、12月議会の今回の補正の中でも新たな地方創生事業が上げられていますけれども、これらの目的の設定、目標の設定というのが大分大きな方向性だけで、具体性に欠けるんじゃないのかなというふうに強く感じます。

例えば、旧植村さんのお宅の活用にしても畑仕事を体験するというのもちらっと言われましたけれども、これも一体それがどのように地方創生につながっていくのか、例えば、畑つきの家を、借家を用意してあって、そこに住んでもらうために体験的にするんだというのであれば流れが見えてくるんですけども、そういう先の目標というのがどこら辺に置かれているのか。PRとして、例えば笠置町というところを知ってもらうための事業という形なのか、そういうところもはっきりと示されていないんじゃないかなというふうに強く感じるわけですけども、やはりもっと具体的な個々の目標値の設定、全体の大きな目標値等々は設定されているのはわかるんですけども、個々の事業についても何をもうまくいったか、失敗したかということの検証のためには、また、本当に地方創生というのは何なんだろうかという根本問題やと思うんですけども、本当にこれで地方創生と言えるのかということをもっと問うためにもしっかりとした目標設定をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

12月議会の補正予算を例に挙げて、最終的な地方創生の目標設定のあり方というのを問われたようにとらせていただきましたけれども、当然、地方創生の総合戦略の目的は人口対策に特化した創生戦略であるということは、これはもう国も地方の各計画においても間違いないところである。その中で例えば12月補正で上げさせていただいた中で、一例でございますが、笠置コミュニティ創造事業、これは継続事業でございます、地元食材を活用した御当地グルメ100万円5品目、それから高齢者よろず支援員養成スタッフ講座100万円

というふうな中で、200万円のコミュニティ創造事業を計上させていただいていると思いますが、この目的は笠置いこいの館の収益、利用者数の増というのを関連づけてやらせていただいた。笠置いこいの館が収益上がることによって活性化が図れる。そこに人口対策といいますが、全て総合力の話になってきます。そういう中でこの目的をもって実施させていただくというふうなところでございます。

それから、議員言われました里山を生かした民家につきましては、これは29年度の地方創生の拠点事業で新たに出させていただいた事業でございます。なかなか当初計画して具体化する中で、その時点で当初からわかっていなかったんかというふうなところの課題もやはり若干出てきた中で、これを、その課題を解消しながらどうしたら有効に活用できるかという視点の中で、本年度最低限、今後の活用の修正も含めまして、最低限その建物を維持管理し、今後の可能性を残した最低限の改修事業をここで本年度についてはやらせていただくというふうな位置づけでやっています。

この目的につきましては、当然人口をふやそうと思えば魅力あるまちづくりをしなければならぬというふうなところで移住希望者をターゲットに古民家を再生させた中で移住者の活動の場所を設ける、移住者が活動することによって言うはやすしでございますが、ある一定の収入を得られるような仕組みをここでつくりたいかというふうなことでございます。行はがたしということでございます。ただ、こういう目標設定をつくれた限りは、それに向かって少しでも近づけるような努力をさせていただくわけございまして、決して計画のない中でやっているというところは、やっぱりそこは全てほんなら正しい計画かというところも反省する点はございますが、いろんな協議を経た中でこの事業に着手させていただいているところは御了解いただきたいように思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、よろず支援員とまた地元の食材を使った御当地グルメの開発といこいの館の収益につなげていきたいというふうに言われたと思うんですけども、これもまだ一定のシミュレートが例えばされているんだろうとか、こういうものしたらこれだけ利用者ふえるよという、何か一定の根拠、例えば同地域で似たような運営をされているところで、やっぱり食材が当たればうまくいった例があるとか、何か一定の根拠があってやられているんならわかりやすいんですけども、先ほどの資料提供等も含むと思うんですけども、そういうところも含めてしっかりとしたものにしていければ、行政のほうもしっかりと根拠をもって進

められますし、住民の側とか議会の側でもこれならわかると、理解できるというふうになっていくんじゃないかなというふうに思うんです。

余りにやっぱりふわっとしたといいますか、大きな大枠は設定されているようには思うんですけれども、一体それがどう本当につながるんだろうかと。例えばさっきの古民家のことでも、一定の収入といった場合には、ある程度どこにどういう形で、例えばつくった野菜をどこかに卸すという計画を持たれているのかとか、それはもちろん具体的にここ、ここということとは言えなくても、一般的に似た同様の取り組みをしている例なんかを倣って、例えば、比較的近接の府県等に、レストラン等に卸すということもやっている例が例えばあるのであれば、そういうものも紹介しながら、やっぱり丁寧に方向性というか、何のためにしているんだろうかというのがもっと見える形にしないといけないんじゃないかというのが大変気になることで、何か今からある程度大枠決めて、今から中身を詰めていくというのではなかなか順序が、時間的な制約もあるとは思いますが、それで本当にいいんだろうかと。

やっぱり税金を使っていますし、先ほど来からの答弁でもうまくいっていないものもあると、やっぱり検証とか見直しも必要なものもあるという話もある中では、今の段階からやっぱりそこまできちっとしたものをやっていくという方向で、今すぐ全て解消できないにしても切りかえていかないと、また何かとにかく時間が過ぎて、どういう結果があったんだろうかという、ちょっと疑いといいますか、本当にうまくいっているんだろうかと、先ほどうまくいっている例もあるとは言われましたけれども、そこら辺が大変気になるところであります。

なので、きちっとこの点については本当に今後はしっかりとしていただきたいと、これはもう要望ということで本当に念頭に置いていただきたいということで求めます。

それで、まちづくり、先ほど大きな目標は人口対策というふうに言われたと思うんですけれども、自分自身の考えだと、まちづくりの基本というのはやっぱりそこに住んでいて住みやすいということが大事なんじゃないかな、福祉の向上ですね。福祉の向上が図られ、例えば道路幅が狭いなら広げてもらう、道路がぼこぼこなら直してもらう、カーブミラーが欲しいのであればきちっとつけてもらう、そういうことがまちづくりの大事なところなんじゃないかと、そういう住みやすさにつながっていくということが最終目指されないならば、取り組みだけをやって意味があるのかというのがやはり自分の思いとして非常にあります。

これらの地方創生の取り組みというのが住民福祉の向上という点ではどういうことにかか

わってくるのか、どういう関係があるのか、その点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今、議員が言われました地方創生の観点、そのとおりでございます。住民福祉という面も当然最終的な一番の変えていくべきところだと考えております。その中で地方創生というのはどういうところに重点を置いて今やっているかという、移住・定住、最終的には笠置町はこのまま趨勢人口といいまして、ある程度その何の施策もしなければ、2040年ですんで、22年ほどの後に700人台になってしまう。それを減るのは減るけれども減る率を減らすというふうなまちづくり、その人口目標を掲げていろんな策をやらせていただいている。

最終的には今、議員が言われていたような住民福祉に行き着くわけでございますが、4つございます。4つの目標を実施することが最終、移住してきていただいた方、あるいは転出するよりももうちょっとこの笠置で住んでみようかというふうな転出人口の抑制につながるような策というもので4つ掲げてそれを今実施させていただいています。

直接的には、議員言われる住民福祉については地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくるという大きな4つの目標の4つ目のところが住民福祉に直結する部分だと思います。それから、先ほど言われました道路幅とか、本当に住民に密着するところについてはこの創生事業のメニューではございませんので、そこは連携して道路行政とかいう中で連携事業としてやっていくべきだというふうに考えております。

ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この質問、答弁等やりとりの中でやっぱり見えてくるのは、具体的な資料とか根拠に基づいて説明するということがなかなか出てこないという中で、やっぱりそこまで行き着いていないのではないかなというのをやっぱり感じてしまうんですけども、例えば移住・定住を目指すとなった場合に、各事業が本当にそれにつながっているのかなと、もっと根本、端的に言いますと、ずっと町の課題ではありますけれども、要するに借家が足りないという根本問題が残ったままいろんな事業を進めても、移住・定住になぜつながるんだろうかと率直にやっぱり感じるわけですね。

これは誰でも抱く疑問だというふうに思うですけども、それがどういうふうに解消されて、解決されていくのかという道筋がない中では、要するには一定のPR事業や体験事業、

イベント的な事業をやっているということ自体が、それが地方創生なんだろうかとしかどうしても見えないんですね。これが一体移住・定住にじゃつながるといふのであれば、どうなっていて、どういうふうになっていくだろうかというところの道筋すらも見えないと、理論といいますか、町なりの理由、なぜ今の事業が移住・定住につながっていくのかという町独自の町としての考えというのがあるはずなんだろうと思うんですけれども、そのあたりがずっと聞いていてもよくわからない。ぴんとこないといいますか、何かよくわからないんですね。何となくそれにつなげたいということは言われますけれども、どうつながるのかなという点ももうちょっと明確な形で示していただきたいというふうに考えますので、この点、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

具体的な施策が見えてこないし、つながっていないのではないかというふうな御指摘と思います。この創生事業自身は一定チャレンジ的な交付金であります。毎年度見直すということも位置づけておりますし、笠置町も当然28年度で見直すべきところは見直して、29年度につなげ、29年度でさらに見直して30年度につなげていく。この創生委員会のあり方も西岡議員から御指摘いただきましたような形で現体制ではなかなか難しい中で、来年度体制からはしっかりと、ただ、現体制でもできるところはしっかりとその部分はやっていくというところで一生懸命頑張らせていただくというふうな中でございます。

具体的な施策が見えないというふうなところでございますが、一つの事業を国に交付金申請する中では、やっぱり一定御承知のKPI、重要指標、重点的な指標を設けて交付申請するわけでございます。ただ、それを、全国からよく似た申請が国に集中しますので、少しでも採択していただくというふうなところで、多少はやはり数値的には一定の根拠はありますけれども、ちょっと上方修正した、上方志向のところはあります。でも、その目標に向けてするためにいろんな施策を具体的に展開を言葉で書いています。

要はそれを実施することができていない部分が今笠置町にあるということでございますが、この移住・定住に限って言えば、今現在、笠置町はお試し住宅とかサテライトオフィスとか、これは企業とか各種団体の移住に向けた魅力づくりと、そういうモデル事業までと考えております。住民が来て、今、古民家の改修経費も補助を組んでおりますが、あれ以上の提供をするならば、やはり大きな公金を使わなければならない。そういうときになったらやはりこれは創生戦略を抜けて、非常な単費を投入しなければなりませんので、新たな協議が必要じ

やないだろうかというふうなところは思うところですし、この創生戦略自身もここに載せたから全て交付金の対象になるのかというところは全くなくて、これはこの中でその時々で国から出てくるメニューに合うところを必死にとりに行っているわけですし、例えば先ほど言いましたコミュニティ創造事業とかいうのもこの創生戦略に基づいて一部分が取り入れられているだけの話ですし、これ本来は一自治体でできる範囲というのは、これを全てかなえるということは現実的じゃないように思いますので、そこは今採択されました創生交付金事業を何とか目標に近づけるような努力をすることが今笠置町に求められた至上命題だというふうに考えて、自分は頑張らせていただくというふうな立場でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） 少し補足をさせていただきたいと思います。

考え方なんですけれども、我々は地方創生という言葉にとらわれ過ぎているところが実はあります。国が地方創生と言い出した、だから交付金がおおり、慌てて何かをしなければならぬというような、ある種あおられているような状況の中でやる仕事が地方創生だろうかというところに、やはり我々は疑問点をもっております。常にやっている一般行政施策も、過疎対策であったり、人口減少であったり、少子化であったり、産業振興であったり、そういったものに当然つながっているわけで、地方創生交付金はそういったものをより発展させるきっかけにすぎないと、したがって私たちが常日ごろやっている仕事の仕方そのものに地方創生という観点を織り込んでやっていかなければならないというのが立つべきところではないかと考えております。

先ほど来、どうつながっていくのかというようなお話がありました。28年度にあったものが29年度にどうつながるか、当然つながらなければならないでしょうし、29年度に無理であれば30年、31年度にどうつなげていくのかという展望を持たなきゃなりません。その展望を持つために役場の全員が考えていくというのが今の状況でございます。そして29年度補正予算で計上させていただいたものは、そういった考えた結果、ある程度私どもは目標となることを掲げさせていただきました。そして28年度の取り組みやさまざまな一般行政施策の中で笠置町が、今、比較的注目を浴びて、多くの方々が笠置町にかかわりたい、そして町内の方々の活動も大変活発になってきたと思っております。

そういった方々の力というものをこの12月にいただいた予算の中で結集できるようなやっとなどが立ったと。地方創生の目的としては、やはりそういった動きを活性化さすというところに実はあったのだということも私たちは今改めて認識をしております。それを生かし

ていくべく、29年度の補正予算に関しましては、ある程度具体的な目標を掲げさせていただいたと私は認識しておりますので、今後そういうものも含め、一般行政施策も含め、役場の仕事の仕方として地方創生の観点を忘れることなく、総力を結集していくというような形で頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要するにそういう大きな方向性は確かにもう重々説明いただいていますからわかるんですけども、やっぱり個々の事業をもっと税金を使っている事業として、もっとシビアな形でやっていかないと、税金が有効に本当に使われているのかという点が非常に気になっているところで、本当に考えていただきたいところなんですけれども、今までいこいの館の件でも言ってきましたけれども、このことが本当に町のためになるんだろうかと、どうなったらいいのか、悪いのかというのが、今の話だと住民の中とか外も含めて交流やかかわりが活発化すればいいのかと、それ自体が目的なんだろうかと、そうじゃないんじゃないだろうかと。

例えばですけれども、清掃活動一つとっても、そういう協力があって進めるというのは十分理解できるわけですね。まちがきれいになりましたと、それは一つの確かに美観という点でプラスになっていると、それを否定するわけではありませんし、そういう点で言えば、そういう意味もあるんだろうというふうに思うんですけども、実際皆さんよく聞くのは、先ほど道路の例も上げましたけれども、道路がぼこぼこだったりする中で、直されないのに地方創生にはたくさんのお金が使われると、これでは道路を直接直したほうがよっぽど喜ばれるんじゃないだろうかとというふうに素朴に、もちろん国の交付金事業ですから、そんな単純に振り分けられるような立て方ができるものではありませんけれども、やっぱり何かちぐはぐ差があるんじゃないかなと。

一方で、なかなか財政難だと言いながら、ちょっと福祉も一部見直していきたいというふうな流れもある中で、地方創生にはたくさんお金使われているなど、ところが本当に住みやすいまちになっているんだろうかという観点から見るととてもそう思えないなというふうに感じるわけです。結局住民の方からも、もちろん統計とっているわけではありませんけれども、やっぱり多少、不信の声はやっぱり聞くわけですね。あの事業がどうなっているんだろうかと。

過去にも言わせていただいていますけれども、やはりまちが執行機関として進める事業とはいえ、もう少し議会とか住民とかとも知恵を出し合うような場をもっともっと丁寧に設け

ていけば、住民不信の解消にも役立ちますし、知恵も出されて、よりよい事業、もっと事業も絞られていくんじゃないかと、つながらないものはやっぱり多くの方が地方創生といいですか、移住・定住とか、まちのためになっていないと思うことはやっぱり多くの批判が出ると思いますし、そういう場をもっと設けていくということが特にこの人口が少ないということは逆にそれが強みなんじゃないかと、皆さんの声を拾いやすいんじゃないかというふうにかねてからいろんな事業、いろんな問題について住民説明会等々開くように求めてきていますけれども、そういう行政運営のあり方といいですか、姿勢に転換していくことが要るんじゃないかと、したほうが行政もやりやすいんじゃないかというふうに思うんですね。

この点、本当にちょっと真剣にそういう場、この問題だけじゃなくても、もっと住民との意見を集約する場、もちろんアンケートもとられていますし、それはわかっているんですけども、もっともっと積極的にそういう場を設けるといって、していただけないかなと本当に強く思っていますので、この点ちょっと答弁、町長からお願いしたいなど。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今、議員言われたのに若干説明させていただいて、最終的に議員はタウンミーティング的な開催を要望されているのかなという印象を受けたんですけども、この総合戦略を策定するに当たって、どういう住民さんの意見なり、創生委員会も含めて議会も含めて、どういう結果をたどったかというのはやっぱりちょっと再度説明させていただきたいように思います。

この創生戦略の基盤になりますのは、もう議員、今言われましたように各種アンケートの結果というのは当然反映しています。27年に実施しました高齢者福祉計画、それから同時に策定しました子ども・子育て支援計画、それから創生事業としても関連しますワークショップが25年、26年、27年、かなりの回数行われています。4種類の中でその1種類が4回、5回あるいは1泊2日でワークショップをやったという中で御議論いただいていると、このまちづくりについて御議論いただいている。

例えば、福祉計画は29年3月に向けて策定したわけですが、それに向けてのアンケートも当然反映させていただいているわけですが、創生委員会につきましては27年5月から11月まで、論点がいろいろあったというところではありますが、短い中で5回開催させていただいた。それから、当然その中にパブリックコメントもやっていますし、住民の御意見も創生委員の皆さんにフィードバックさせていただいた中で御議論いただいたという経過もありますし、議会につきましては、27年7月から28年2月まで常任委員会等を経

まして、3回は集中的に御説明なり御協議をいただいたというふうな経過を経ているわけ
ございます。

議員、最後に言われたような生の声を聞くような機会については、住民さんの機会につ
いては本来この1,000人規模の中で具体的にやるべきかどうかというのは、また御議論
いただいたらいいんですけれども、住民合意がなされていないという点については、こうい
う経過も経ているということはちょっと認識いただいて、ただ、一住民として創生事業には金
突っ込めるけれども、身近な福祉行政は削っているやないかというようなところの議論につ
いては、これは丁寧に説明、個々にしていかなければいけないというふうに思っています。
福祉施策の一部削減については、それ以上に広く福祉施策に反映させていただいているとい
うところは、丁寧に説明していきたいというように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 東君、答弁は簡潔をお願いします。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ほかの問題もありますから、この問題については終わりたいと思うんですけれども、例
えば議会の例ですけれども、丁寧に議会報告ということで、かくかくで一周回ってやってい
る例もあるんで、町も、なかなか行政と議会とは違うという面もあるんでしょうけれども、
それぐらい丁寧なことをやるというのも一つの手なんではないかなということで、効果的か
どうか等もちろんありますけれども、それをちょっと考えてもらえないかなということで提
案をさせていただいています。

それは、結局それだけ機会を設けたということで、やっぱり住民の方に対してもちろんと
開いているということの姿勢のあらわれかなというふうに、もちろん一つ的手段ですから、
全てそれをやらないからとにかくだめということを行っているのではなくて、前向きにちょ
っと検討いただけないかなということを求めたいと思います。

最後に地方創生、本当にお金、結構なお金も使ってきて、今回は全部やるんじゃなくて、
一部絞った形でできそうなものをするということで、工夫されているという姿勢はよくわか
るので、中身についてももっとさらにしっかりとしたものにしていただくことを求め
て、地方創生の問題については質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の大きな問題として、いこいの館の問題について質問させていただきます。

既に設置条例については、全部改正については可決をされ通っています。町の説明では、
指定管理者制度をとって指定管理者を公募していきたいという方向性が示されていますけれ
ども、ここで一旦、もう一度、本当に指定管理者でやっていくのか、町営もあるのかという

のをやっぱりきちっと議会とももう一回協議をしていくのか、いや、もう公募に入るんだということなのか、その点、説明をいただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度をとるべきかどうか、誰が運営していくのか、いこいの館の基本的なことにかかわってくる問題だと思います。

本年10月1日以降、笠置町のいこいの館設置及び管理条例第4条第1号に基づきまして、いこいの館の管理運営につきましては、企画観光課が指導すると第1号に記載しております。その内容によりまして、私たち町職員が実際の現場に赴き、現場の状況、お客様の声、また設備などを体験しております。あわせて、国土交通省が現在今契約しております民間へのサウンディング、民間へのヒアリング事業も今現状継続して行っております。そして、私たちが現場で今見ていること、感じていること、それとあと民間の事業者が各笠置町のいこいの館初め、こういったキャンプ場とかアウトドア、そういった事業をまとめて、笠置のことについてどういったことができるのであろうかといった内容のヒアリングをしながら、またアイデアもいただいております。

そういったことをまとめまして、今後将来的にはやはりいこいの館というのは有償、無償の貸し付け等を視野に入れながら、町の財政が今までみたいに今年度以上発生しないように、短期間の指定管理制度の運営を検討しております。

なお、この指定管理制度につきましては、仮に運営者が決まった場合には議決が必要となっておりますので、その都度、また詳細に議会の方々と御検討させていただきたいと思っておりますので、その節はまたよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要するに公募にはもう入るということは既定の事実ということでよいんでしょうか。確認のために、その点だけはっきりお願いしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） 向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今すぐという時期はまだ未定ですが、今後、指定管理の募集につきまして事務を進めていきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

設置条例の段階で、同僚の議員のほうからは、手段として町営もできるけれども、指定管理制度もとれると、手段をふやすことはプラスだという趣旨の話も出ていたと思うんです。なので、公募をかける前に、もう一度やっぱり議会にも丁寧にそのほうがいいということも再度言われるほうがいいんじゃないかと。そうしないと、これ条例だけで言いますと、いろんな説明ありましたけれども、条例だけで言いますと、基本的には指定管理制度がとれるというところが大きな変更点だったはずなので、なのにこれを通したらもう公募は議会にもかけずにとということになると、ちょっと違うんじゃないかなというふうに感じるので、その点もう一回明確にお願いしたいんですけれども、要するに、一回でも議会に指定管理制度をとっていくかどうかということは何らかの形で協議の場を持っていただけるのか、そうじゃなくても公募に入るのかという点をはっきりお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに条例におきましては、直営も、それから指定管もという選択肢がふえたということでございます。当然、いきなり指定管理をやりますということで事務を進めるのではなく、やはり直営にした場合どうであるか、そして指定管にした場合どうであるか、そしてその先はこういうふう考えられるというような選択肢であったり考え方をお示しさせていただく中で、最終的に指定管というのがあるきではありませんけれども、その方向へ持っていけるようにしたいと。

ただ、指定管を募集するに当たって、募集要項というようなものを作成しなければなりません。午前中の議論でもございましたように、やはり指定管を選ぶ際にどういうふうな基準をもって選ぶのかというのは非常に大事なことでございます。そういった中身もぜひ議会のほうで十分議論いただきながら、作業を進めてさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ぜひ、議会にも諮っていただきますようお願いをしたいと思います。

それで、指定管理者制度をもしとる場合なんですけれども、指定管理料ゼロという、これまでは最大2、400万円、さらにもっと下げていきたいという話で説明がありますけれども、ゼロという可能性もあり得るのでしょうか。そういうことも想定はされているんでしょ

うか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） ただいま指定管理料につきまして、ゼロということがあり得るのかという御質問でございました。そうあればいいなと我々も思っておるんですが、どうしても、最終的には指定管理の募集要項を出し、そして応募をいただく事業者の計画の中で指定管理料を幾らに事業者が設定されるのか、そこからスタートさせていただきたいというふうに考えております。

以前いろいろな意味で誤解も招きました年間2,400万円要りますよというようなことじゃなくて、やはり低い指定管理料というものが財政的にも負担がないというのは当たり前のございますので、最終的にゼロということにはなかなかかなりにくいかもしれませんが、複数の事業者からの御提案の中で、低い指定管理料の中で最大限の効果、パフォーマンスを発揮していただける、そういう事業者を選べるように努力をしていきたいと。

さらに、指定管理期間の問題も短期間でということで随分御意見もいただいておりますので、そういう短期間の中で、例えば複数年、2年であったとしたら、1年目よりも2年目の指定管理料が当然低くなるというような経営努力をしていただく、そのために必要なさまざまなバックアップといいますか、財政支援はできませんけれども、さまざまな意味でのバックアップは当然、町としてもさせていただき、指導もさせていただきということで指定管理料ゼロというようなことになり、町の負担というものがなく、指定管理料ゼロというような中では、最終的にいこいの館で収益が上がり、町のほうに何ぼか繰り入れてもらえるという状況が出てくればいいわけでございますけれども、それを目指して取り組みを進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この質問をさせていただいているのは、いこいの館は稼ぐ施設としてしていくということはずっと言われてきている中で、稼げる施設ならば民間は自分たちでもうけられると、やっぱり根拠を持つ企業が入るはずだと、そうなればもともと指定管理料をもらわなくても、本来は運営が成り立たなければ、町の姿勢とは違うことになるということで、だから最初から指定管理料ありきじゃない方向で、そういう可能性も含めてやっぱり経営努力で、民間に指定管理者を設定する場合もそういうことを念頭に置いて、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、ずっとサウンディング調査というものを実施していきたいというふうに言われていますけれども、この調査、結局何のためにされるんでしょうか。ずっと説明が余りきちつとなかったかなと。いわゆる市場調査も含んでいるのかとは思いますが、サウンディングという、要するにはこれまでまちがいろんな条件を決めて、そこから公募をかけて交渉していくという形をとっていたのを事前に業者等々とも話をしながら要件等も詰めていくという、そこが違うんだろうというふうには思うんですが、この調査、何のためにされて、そしてその結果どういったことが明らかになってくる、どういう調査を想定されているのか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） サウンディング調査というのは耳なれない言葉でございます。実はこの調査に入る前に、町独自といたしまして民間事業者様にいこいの館に対する率直な意見、これは現地を見ていただき、運営の一端を見ていただきながら、収益性があるか、課題はどういったところにあるかという率直な御意見をいただくことを10社ほどにさせていただきました。そういったものをベースにさせていただきながら、次はやはりいこいの館だけではなく、町の中にあるさまざまな観光資源や地域活性化資源をよりみずから投資できるような状況にあるのかどうかという視点で見ていただくために、個々の事業者様に個別に御意見を聞きながら参画するに当たっての条件等、あるいは御意見等をお聞きしているというのがサウンディングの調査でございます。

最近では、市場調査の中でも単純に一方向的に御意見をお伺いするんじゃなく、対話をしながら、条件というものの折り合いをつけていき、そして最終的にそういった事業者の中から、例えば今申し上げましたような指定管理の公募に応募いただく、そのための公募要項の作成にそういった御意見を加味させていただき、そういった作業が比較的多くなってきたのではないかなと、そのように感じております。

ぜひ現在進めさせていただいております29年度から3カ年ということで、国土交通省の調査でございますけれども、そういったものを活用させていただきながら、いこいの館のみならず、笠置町のまちづくりに寄与できるように、こういった調査を活用させていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと確認といいますか、お願いといいますか、要望ということになるんですが、

業者に対しての聞き取りだけではなくて、本当に経営が成り立つのかという、そういう調査になるように、そういう調査を含むようにやはりしていただきたいと、例えば同様のような運営をやっているところの状況を見て、経営的に成り立つのだろうかとか、今どれぐらい実際に温泉のこの周辺に人が流れてきているのかとか、そういった調査もしっかりと含んで、やっぱり一定経営の根拠といいますか、成り立つ根拠というものを持つものをしないと、ただ業者に聞いてやると、それはもちろん業者に意見を聞くということをやらないよりはやるほうが良いということは重々わかりますけれども、そういった意味での本当のマーケティング調査、しっかりとしたものもしていただきたいと、その点、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） 業者の聞き取りは、単に聞き取りだけでなく、やはり実際に経営が成り立つのかどうか、例えば財務諸表を支障のない範囲でお示しもさせていただいております。それから月別の利用者数であったり、売り上げであったりというような数字的な資料の提供、そして現場を見ていただきながら、みずからがそういう施設を運営する場合、本当に成り立つのかどうかという観点でお話もお聞きしているということでございます。

近傍の施設で大変収益を上げておられるところが複数ございます。そういったところも参考にさせていただき、現にそういったところを運営されている事業者様にもぜひ御参画いただきたいというお願いをさせていただいておりますので、我々がやはり従来経験したことのないマーケティングといったものに現在職員が対応している、大変苦勞もしておりますけれども、これはやはり今後のためにとって大変重要であると思っておりますので、ぜひさまざまな事業者様からのいろんな厳しい御意見もいただきながら、本当の声といいますか、笠置町はどうなんですかというような通り一遍の声じゃなくて、実際に笠置に対する評価、投資環境として適切なのかどうか、そういった観点での御意見あるいは御要望、意欲といったようなものを十分引き出せるように頑張っていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

業者の聞き取りだけではなくて、しっかりとしたマーケティング調査になるように、本当にしっかりとした調査をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の鍋フェスタの問題についてお伺いをしたいと思います。

もう余り残り時間も少ないので端的にお聞きしますけれども、今回は出展数をふやしたと

いう中で、大変混雑したという状況もありますし、青年団のほうでお餅つきで出展させていただきましたけれども、やはり安全なスペースの確保がかなり難しかったという状況もありました。さらに出展者の中には赤字になったと言われている方も実際お聞きをしたわけですが、鍋フェスタ自体は実行員会形式でやっているものですから、町そのものがということにはならないと思いますけれども、ただ出展数をふやしたけれどもいろんな問題が起きて、しかも業者が泣いているという状況や安全面の問題が起きるとすれば、やはりそれは好ましくないと思いますので、今後そういった点もこの鍋フェスタ開催するに当たって、ぜひきちっと検討いただきたいんですけども、今回、その点どうだったんでしょうか。

出展数ふやしたということが、もちろんそれが活気につながったり、たくさんの業者を呼ぶことで関係性ができたりという点はあったと思うんですけども、笠置町の現状ではなかなかキャパの問題として、ちょっと無理をしているのではないかなというふうにもちょっと一方で感じたんですけども、その点、今後どういうふうにお考えといたしますか、されていくのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） 鍋—1グランプリの開催に当たりましては、議員各位に大変実行委員の一員としてお世話になりまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。そして、今回いろいろな課題も出てまいりましたが、何よりこれまで最大の規模できたというのがやはり大きな成果の一つとしてあるのではないかなと思っております。それに付随する弊害もあったわけでございます。いろいろなところから交通渋滞、あるいは駐車場の出入りの問題、そして会場の混雑の問題等々いろいろと御意見もいただきました。総括はぜひ早目にさせていただきたいと考えております。

事業者様におかれましては、出展当初より、これは当然のことながら皆様に全部利益が出るというのではなく、そこは個々の運営の努力、経営の努力で頑張っていたいただきたいというのを申し上げておりましたので、一定売れたところもあれば、若干売れなかったというお声も聞いておりますけれども、総じて会場の盛り上がりは予想以上であったと、笠置というまちでこれだけの人が集まり、これだけ会場が盛り上がっているとは予想もしなかったというお声を聞き、赤字といたしますか、売れ残ったというふうに言われている事業者様からも、来年、ぜひまた頑張りたいというお声を正直に聞かせていただいたことは大変うれしかったなというふうに思っております。

いろんな点で皆様方に御支援をいただき、御協力いただき、町民の皆様には御迷惑をおか

けた点、多々あったかと思えます。この場をおかりし、おわび申し上げ、また引き続き来年に関しましては実行委員会で総括をさせていただき、よりよいものになるように頑張っていきたいと、かように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

経営努力と言われましたけれども、これを期に今後出展を考えようかなというふうに言われている方も実際お聞きしましたから、そこはやっぱり考慮しないといけない点ではないかなと。もちろん事前の説明でそういうことをされているということはあるんでしょうけれども、やっぱり業者ももうかるほうが当然、泣くより、当然ね。それも含めて成り立てば本当の不成功じゃないかなというふうに思いますので、そこはぜひ今後検討もお願いしたい。そして自分もまた意見を言わせていただきたいと思います。

それで、最後の質問に移らせていただきますけれども、4点目の問題として、台風21号の影響によってJR関西線が運休をしました。その間、町独自でバスを出すという形をとられたと思うんですけれども、それに関して、11月2日にJR西日本の近畿統括本部大阪支社に申し入れに行った際に、副社長さんのほうから、町が独自に出した、自治体から独自に出したバスについては協議によって補償する可能性もあると、そういう旨の発言をされています。今回もその分の運転手の賃金ということで計上されていたと思うんですけれども、ぜひ町としてこの分の補償はJRの責任ということで求めていただきたいと思います、この点、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

今回の補正予算にも計上させていただきましたとおり、10月23日から加茂一笠置間でJRが不通の間、臨時バスを運行いたしました。やっぱり朝の便は2便運行しておりましたが、乗車もかなりしていただいていたようで、町としても対応できていたかなと思っております。JR西日本さん、関西支社さんのほうに確認をしたんですけれども、定期券の利用者の方につきましては、運休となっている間の補償はするということでしたが、自治体が独自に実施したこういうバスの運行に関しては、今のところ補償は考えていないというお返事いただきました。申し入れということもあるかもしれませんが、一日も早い復旧を向こうも目指しておられまして、1月なり早い時期ということもお聞きしております。

ほかの自治体との関係もございますので、申し入れについてはちょっとまだどういった方向で行くかということは考えておりませんが、今回の補正予算に計上した分、それから建設産業課所管で災害復旧の対応をしております分につきましては、災害復旧事業としてであったり、それから特別交付税の算定にも入っておりますので、町側といたしましては、そちらのほうをまず計上していきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の話だとJRは独自に町が出したバスには補償しないと回答されたということです。この点は、もう一回JRの側に確認をしてから、また町のほうにも情報提供させていただきますので、よろしく願いをしたいということで一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

4番議員、田中良三君の発言を許します。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

2点のことについてお聞きします。

介護予防給付の見直しについて。

医療・介護の同時報酬改定と並行し、2018年度に医療計画、介護保健事業計画の見直し、全自治体での実施を見直すなどさまざま取り組みが進んでいると思われませんが、要支援1、2の軽度の人向け訪問介護、通所介護、全国一律のサービスから市町村の事業に移行しますが、笠置町へ移行した場合に変わることはあるんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今、多くの住民の皆さんが一番関心いただいている現在、来年度に向けて介護保険料の改定の委員会もしております。またあわせて国保料も来年度変わりますので、いろいろ制度的に若干こういう形で変わるというふうなところも含めてお聞きいただければありがたいかなと思います。

今、議員言われましたように来年度は、全部制度的には強制的に変わると、笠置町でどうやねんというふうなところになるかと思いますが、まず、若干わかりやすく報告させていただきますと、今まで本体の介護給付で要支援の方も通所も訪問もサービスを提供させていただいていたんですが、介護保険制度の中のメニューは変わるけれども、そういう専門的な必要なサービスについては引き続き、介護保険制度の中の地域支援事業というふうな、これ

はちょっと負担率が変わって細かな説明はもうできませんけれども、制度は変わるけれども、介護保険制度の中で専門的な分野については引き続いて受けていただく、笠置町で言えば主に通所介護のデイサービス、それから訪問介護のヘルパー、社会福祉協議会がされている事業、この2つが柱になるわけですが、専門的な部分については引き続きここで受けていただいていますし、今後もそういう傾向は続くと思います。

ただ、今まで介護給付であった中で、ここは専門的な分野、要らんやろうという部分があります。例えば、日常の片づけとか、ちょっとそこは意見分かれるところはあるんですが、食事の用意、洗濯というようなところは、もう少し緩和した介護サービスを設けて、市町村の独自事業で取り組みなさいという、訪問介護事業のA型というのがございまして、それを笠置町は目指して、今、社会福祉協議会が29年度に立ち上げていただいたところです。この利用者については現在今1名でございますが、実施体制もやはりちょっとまだ弱うございますので、実施体制の強化も図りながらこれからの需要増に備えていかなければならない。

長期的には、やはり徐々にこの地域支援事業の専門的な分野と、それから日常的にサービス提供する分野というのはだんだんふえてきますし、こういう表現は間違っているかもしれませんが、要支援1、2の方が専門的な業務からあふれてくるというんですか、キャパが限られていますので、そういう方のいわゆるいろんなところで言わせていただいている居場所づくり、要支援1、2の方は自立できますので、そういう方が健康づくりできるような場所を早急に提供しなければならないというふうなところでございます。直近ではそんなに変更はございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、課長がもう対処している部署とか、その施設については聞きましたが、ふやす予定のところ、若干1個あるとかなんとか言われましたね、その対応してもらうところ。それはどういうところを目指して言うてはるんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

基本的には要支援1、2という認定はなくなります、来年4月から。どうしても必要な部分については引き続き認定審査を受けていただくわけですが、介護認定を受けていただくわけですが、そのボーダーラインの方については、その介護の制度に乗っていただかんでも元気に暮らしていただけるようなそういう受け皿を、これはもう

町の事業になりますけれども、一般介護予防事業というふうなメニューを今後、団塊が75歳になる時代には急増すると考えておりますので、そこに向けて、今、来年度から取り組む予定をしております。その居場所づくり、町の健康づくり、介護予防づくりの各種事業です。今、具体的にやっておりますのは、例えばおたっしゃくらぶ、それから介護予防サポーター養成事業で、これは30年度から実際に実施する予定でございますし、あと社協にお願いしている介護予防サービスA型事業というのも、これは拡充、まだまだ行政の助けがなくてはならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

市町村が地域の実情に対応し、住民主体の取り組みを含め、多様な主体になるよう、柔軟な取り組みで効果的、効率的にサービスを提供できるようお願いしたいです。ただ、笠置町のホームページにこれの会に関して東部3町村のやつで出ています。これは、理由は何ですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ホームページの介護の関係が東部3町村で出ているというのは、ちょっともう少し説明いただければありがたいんですけども、それとは別に、今、圏域の包括ケアネットワークという中で、相楽圏域の介護・医療情報サイトというのが圏域全体で立ち上がっておりますので、最新なり、あるいは広域的には当然笠置町も含んだ情報となっておりますので、そちらに検討できるように間もなくリンクを張らせていただく予定をしております。その辺も含めてどうぞよろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 今のホームページですけども、介護予防給付の見直しについて開いて笠置町と入れたら、東部3町村の同じ見解で出てくるやつが出てくるんですよ。笠置独自のやつが出てこないんで、それでただただけです。

続きまして、台風による被害についてお聞きします。

去る10月21日から23日までのやつは、飛鳥路の潜没橋の件につきましては補正出されて、去る16日に工事が完成していますが、しばらく通行どめになっていましたが、飛鳥路の町民の交通の足はどのようにされていきましたか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

台風21号の影響によりまして、潜没橋が10月21日に冠水し、あわせて通行どめとなりました。水位が下がりましたのは5日後の26日、潜没橋の状況を確認いたしましたところ、地覆が崩壊し、橋面の舗装が損傷している状態でした。車両の通行どめ等、めどが立たない中で、同日より飛鳥路の方の生活道を確保するために、柳生方面に抜ける町道有市柳生線の清掃、整備に取り組んだところです。そして、橋梁点検を行った業者に桁下の損傷状況等の点検を依頼いたしまして、車両の通行が可能という報告を受けましたので、京都府との事前協議を経て、11月10日に仮設状態で大型車の通行規制は行いながらではありますが、車両の通行を再開いたしました。

その後、京都府や木津川上流河川事務所との着手協議を経まして、12月12日に復旧工事に着手いたしましたところでございます。

工事の期間中、コンクリート舗装並びに養生期間とアスファルト舗装の際は再度通行どめを実施させていただくことになり、大変御迷惑と御不便をおかけしておりましたが、あす12月21日に舗装工事が完了いたしましたら、これまでどおり車両の通行ができるようにする予定でございます。なお、工事の完了は木津川に散在いたしました殻の撤去等を含まして、来年1月末を工期としております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 田中です。

町長に一つお願いがあるんですよ。数年前の台風で奈良と阪原の、笠置、飛鳥路から阪原の間が土砂崩れのため車が通行できなかったことがあるんですよ。そのときに私、前の町長に、奈良市と協定を結んで、奈良がその工事を阪原の人が一個も通らへんさかい、一番最終に工事になったんで、何であそこ最終になるんやろうと聞いたら、うちらが通らへんさかい、普通、生活道からやるさかい最終になりましたという話で、あそこの件に関して奈良市と協定を結んでもらうというわけにはいかないんですか。

議長（杉岡義信君） 場所わかったか。町長。

町長（西村典夫君） 田中議員、言われる箇所につきましては、木津川カントリーに上がっていく道の下側から阪原に抜けていく道だと理解しましたが、それでいいんですよ。そのことにつきまして、今始めて奈良との協定を結んではどうかということをご提案いただきました。これは、そういうことが可能ならば、やはり笠置町の人が奈良のほうへ抜けられるという道も確保できるわけですから、そういうことも検討はすべきかなと思っておりますけ

れども、相手があることですので、その辺は慎重に考えながら取り組めるものなら取り組んでいきたい。そのように考えます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 最後に、その他の被害のあったところで、もう全部工事とか終わっているんですか。それをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

その前に、先ほど町長がちょっと木津川カントリーというようなことで言われていたと思うんですが、ちょっと場所が違うかなと思われると思うんです。飛鳥路から柳生に抜ける興ヶ原のほうというんですか、その道のことをおっしゃっておると思います。途中までが町道有市柳生線が走っておりまして、途中から奈良の管理地となるところだと思うんです。それにつきましては、今回の当然通行どめ、潜没橋の通行どめをさせていただくときもそうですし、通常大雨が降ったり雨が降った場合、必ずうちの職員が行って、通行ができるかどうか、土砂の崩れがないか、倒木がないか、そういったことを必ず点検するようにして、緊急の際、飛鳥路の方が通れるようにということで点検はしておりますので、そういったことも御報告させていただいておきます。それでよろしいでしょうか。

それから、その他の被害状況、被害のあったところの報告でございます。

建設産業課の関係管理関係施設につきましては、台風21号の主な被害状況の報告で報告させていただきます。対応状況を報告させていただきます。

林道横川線で一部水没、崩土による通行どめとなっておりますが、水没箇所清掃、崩土の撤去を完了しております。

林道阿蘇線で崩土で通行できない状況となっておりますが、先日15日に土砂の撤去を完了しております。農業用水路ののり面が一部崩壊がございましたが、これにつきましても対処を完了しております。また、笠置町の飛び地でございますヲナダ地区で農道の路肩の崩壊がございましたが、舗装の復旧と土どめと水路を兼ねたU字溝の設置によりまして復旧を計画しております。現状では災害復旧の査定が完了し、工事日程は受益農家さんと調整中でございます。なお、受益地が木津川市さんとまたがることとなりますので、協議の結果、災害査定並びに災害復旧工事は木津川市さんで対応いただくことになりました。

そのほか、府道関係では笠置山添線、笠置公園線とも落石や崩土がございましたが、京都府のほうで対応いただいております。また、国道163号の冠水につきましても、京都府や近

畿地方整備局、国土交通省に対しまして今回の被害を報告し、その冠水対策の早期実現に向けた要望を行っているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） ありがとうございます。それで結構です。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時50分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

5 番議員、大倉博君の発言を許します。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

私は町職員わかさぎへの派遣問題について質問させていただきます。

まず、質問というより何点か確認事項の関係でちょっと答えていただきたいと思います。

それから質疑を行いたいと思います。

まず、有限会社わかさぎの役員は何人ですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

有限会社わかさぎの役員は現在1名でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

次に、いこいの館の担当課長、主任、嘱託員、そして地域おこし協力隊職員が10月1日付で有限会社わかさぎに勤務されているが、間違いはないですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館担当課長、主任、嘱託職員の3名は、いこいの館内に設置しました企画観光課分室に勤務しております。地域おこし協力隊につきましては、いこいの館を活用した催事などのアイデア出しのために企画立案ということで来ていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それでは、有限会社わかさぎへの勤務は、これらの方の、どのような法令とか条例に基づいて行われたんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当課長、主任、嘱託職員、この3名の勤務につきましては、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例第4条の第1号の中に、いこいの館の管理及び運営に関する指導は企画観光課が行うというふうに書かれております。この内容に基づきまして、この3名はいこいの館内に設置しました企画観光課分室において現在勤務しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、笠置町職員の給与に関する条例に基づいてこれは支給されているのか、もしくはわかさぎから支給されているのか、どちらですか。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在勤務しております3名におきましては、笠置町から給料を支給しております。有限会社わかさぎが支給しているのは、有限会社わかさぎが直接雇用しております今11名の者に対して支給しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、有限会社わかさぎに1人ということで、町長が1人ということで、私も履歴事項証明とりました1人なんです。私は、副町長が当然にここに入られるのかと思っておったんですけれども、入っておられません。変わって、私はこれはだめだと言っておった笠置まちづくり会社、これに副町長入っておられます。このときも町長はだめですよということでおりられて、そのかわりに入っておられます。これは、この質問の中身とちょっと違いますけれども、指定管理やる側と受ける側とであかんということで町長はおりられたんですよ。それやのに何で副町長がここに入られて、このわかさぎのほうには入っておられないのか、その辺どうなんですか。町長、社長として。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まちづくり会社についての私が代表取締役を担っておりました、そういうことにつきまして問題提起をしていただきました。副町長が来ていただいた、その時点で

かわっていただいた次第でございます。

先ほども申し上げましたように、まちづくり会社と申しますのは、官民協働している様々な事業に取り組んでいくというスタンスでございます。町からも50万円の出資をしております。そういうことを鑑みまして副町長に取締役として入っていただいております。

有限会社わかさぎの役員は私1人となっております。これは長い間そのような状態になっております。このことについて問題があるのか、ないのかということ武田会計事務所さんなどに問い合わせた結果、問題はありませんという返答をいただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そのわかさぎの関係は、私がうがった質問になるかもわかりませんが、もし、指定管理になればわかさぎの資本金8,000万円、これは債務負担行為になってくるかどうかわかりません。私も調べていないし、これから調べようと思うけれども、それから町長だけにかかってくるかどうかわかりません。私はそこまで調べてもいません。だからうがった言い方をすれば、副町長はそういうことをわかっておられて、あえてここにわかさぎに取締役として入っておられないかという、私の疑問点です。うがった言い方ですよ。町長1人に債務負担行為かかる可能性もなきにしも、8,000万というのは大きいですよ。私も副町長の立場やったら入りませんわ。

それと、まちづくり、今質問関係ないんですけど、これは何度も言うように指定管理のやる側と受ける側と入ったらいかんということで、町長、行っておられたんでしょう。それやのに副町長も同じことなんですよ。この前、皆さん方にも見ていただきましたけれども、1年に一遍は監査とかそういうことも事業報告書も提出されなあかんですよ。だから、される側と受ける側とになるんですよ。この件はもうほかの大事な質問があるんで、そのことは抜きますけれども、そのことは後で考えてください。

そして、いこいの館、10月1日から、町長が私の家に、議員さんのところみんな行かれたと思うんですけど、9月29日付でこの書類をいただきました。ほかの議員さんのところも多分行っておられます。ここにはちゃんとそういうふうに図面も書いてしています。私は、町長がわざわざめったに来てくれることないから、家に、このことで質問しようと思ったら、もうさっさと帰られたんで、質問する時間がなかったんですよ。きょうはたまたまこういうことで質問いろいろさせていただきますけれども、これ、間違いないですね。この

図面、先ほど副町長にも小林君も聞きましたけれども、これが3人は勤務で、協力隊もここに入っています。わざわざせっかく持ってきたのに、家に入って、お聞きしようかと思っただけけれども、さっと帰られたんで残念やったんですけれども。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、この次の質問はどれですか。

これは、いこいの館の質問やから、さっきのやつはもう黙っていたけれども、ああいうところは横飛びしたら、また修正するのにちょっと時間がかかりますんで、ちょっとお願いします。大倉君。

5番（大倉 博君） それでは次に、先ほどわかさぎの勤務はどの法令とか条例に基づいてとお聞きしたけれども、いこいの館の条例に基づいてやられたということですね。笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例、これ平成9年に第4条、管理運営及び使用料、これは企画観光が行うということで先ほど答弁いただきました。それでは、この条例に基づいて、この管理運営する規則とか規定というのはあるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例に付随しまして、規則というものも作成しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 規則はあるというのは、これに管理運営に関する規則かというのを聞いているんですよ。管理運営に関する規則というものを。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置いこいの館の規則でございますが、笠置いこいの館の管理運営に関する規則が平成9年に制定されておまして、これの管理運営に関する規則の中につきましては、いわゆる利用者の方の利用料金、また利用者の方が守るべきこと、利用者の方に対するもろもろの規則というものがこの規則の中でうたわれております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

規則だったら例規集なんか載せてくださいよ。例規集、その今言われた管理運営に関しての規則がある。私言います。それじゃ、いいですか。

議長（杉岡義信君） 今すぐ言ってください。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

平成10年とおっしゃったけれども、笠置いこいの館管理並びに運営委託計画書、これは笠置町とわかさぎの契約書があるんですよ。そこに管理及び運営、第3条1項から第9項まであります。これは、今おっしゃったように3人方とかいこいの館に行かれるのは本来この管理及び運営というのはこういうことをやりなさいというのが第3条の1項から9項まであります。そこにはそういったことも書いておりません。主に施設の飲食販売で、例えば私もそうやったけれども、食中毒の発生を防止しなさいとか、施設の収益事業が云々とか、いろんな、火災保険に笠置町は入りなさいとか、そういう項目なんですよ。これが平成9年3月31日にできております。

これに基づいて、条例に基づいてこれができたと思う。当時の町長とわかさぎの社長と同一人物ですけども、これが生きているはずなんです。これが過去10年間ずっと来て、また次にまた10年間いくという項目も最後書いております。これが管理運営のやる仕事なんですよ。町の職員がいこいへ行ってやる仕事じゃないんです。もしなければこれを見ていただいたらいいですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町の職員をわかさぎへ派遣するということにつきましては、いろんな法律に鑑みまして不可能だと私は考えて、不可能であります。派遣はできないというふうに判断をしております。町職員がいこいの館に行ってできる仕事というのは、その条例の中でうたわれていない箇所についてのみの事務作業に当たられる、そのように感じております。その中でやはりいこいの館の管理運営にかかわる指導だとか、いこいの館の将来の計画、地方交付金に基づくいこいの館改修に係る業務、そのようなことに限定されての執務は認められる、そのような判断で町職の方にそこへ行って、そういう任務を担っていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そうじゃないんです。町職とか云々じゃなしに、まず法律とかそういうのも、最高裁判例とかいろいろ吟味してください。私、このためにやっぱり国会図書館とか最高裁判例とかネットとかいろいろ調べました。これは違法ですよ。今からその違法のことを言います。

これは、そこにも書いていますけれども、（2）で公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する等に関する法律ね。これが平成12年4月にできているわけです。この概要はちょっと言いませんけれども、これがなぜできたというのは、神奈川県茅ヶ崎市で昭

和60年ごろから市の職員を、商工会がちょっと左前になったんで、職員を派遣させているわけなんです。そこで市民が、そこに行くのはおかしい、そこでお金を市が払うのはおかしいということで、これが結果的に最高裁の判例が出て、これが平成10年4月24日です。そして私もその資料を取り寄せました。この判決の主文、原判決を破棄するとか詳しく書いたやつを私も取り寄せました。

取り寄せて自分なりに勉強して、結論的に至ったのは、インターネットで見えていたら、総務省のホームページに公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の概要というのがあるんですよ。これは立法目的というのは、ここでいう公益法人と営利法人とを分けているわけですね。営利法人とに。ジュリストも調べました。ジュリストも解説した人が2人おられて、懐かしいなと思って、ジュリスト、バックナンバー211とナンバー168、商工会議所の自治体派遣、派遣職員と給与支出。この判例において全ての自治体が、我々もそうだったんですけれども、例えば有馬へ行って温泉施設ありました、我々の。それも我々も当時はやはり職員が行って、いわゆる弁当持ちで行っておったんですけれども、それやったら安く泊まれるわけですね。京都はどんな施設があるのか私知りませんが、奈良県では猿沢荘というのはこの前潰れたみたいなんですけれども、大概の施設は、そういうところは潰れております。これはなぜかという、この法律によって潰れているわけですよ。潰れるというか、人件費が今までは要らなかったから運営できたんです。

そうすることを考えると、いこいの館というのは有限会社ですね。この総務省のホームページ、一番簡潔にされています。これは誰が見たってわかりやすく書かれております。先ほども言いましたように公益法人等への派遣制度と営利法人への退職派遣制度というのがあります。今言いました営利法人等への退職、これは株式会社と有限会社、町が出資していますね、出資というか、そういうところはこういうやり方でやりなさいということが書いております。そして、この法律に基づいて、まず条例をつくりなさいとなっているんですよ、町は。町でも市町村のどこでもそうなんです。

したがって、この法律に基づいて京都府は平成13年12月25日にこの条例をつくっております。法律に基づいて13年につくっております。笠置町も、本来なら有限会社へ派遣する場合はこの条例が必要なんですよ、条例が。そして、派遣前の手続として今言いましたように、職員に取り決め、どんなことをするのかとか内容とか、いろいろ書かれております。そして派遣は3年以内とか、そして有限会社ですから、要するに月給はやっぱりわかさぎでもらってください、したがって、ここに給与は支給せずとなっております。これは、法務省

の最高裁判例に基づいて平成12年だったかにつくられた法律なんですよ。

だから、そういったことに基づいて、これは条例に基づいて管理運営とかいう問題と全然違いますよ。これはどこへ出したかって、わかってもらえると思います。私もこれは弁護士に相談しようと思いますけれども、あえて質問もせず、これ見たら一目瞭然ですから質問も行きませんでした、相談にも、京都府も普通やったら、私、自治振興課へ大概行くんですけども、これも行くこともないやろうと思って行きませんでした。この法律は御存じでしたか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） ただいまの大倉議員の御質問並びに御意見でございますが、前提となっているところが違います。派遣法は、おっしゃるようにその趣旨がそのとおり制定されたというのは私も十分承知をしております、議員お持ちの資料も私もっております。随分研究もさせていただきました。ただ、今回いこいの館に関しましては、有限会社わかさぎへ派遣したということではございません。あくまで町の公共施設であるいこいの館において、企画観光課の職員が当然の業務を果たしているということでございます。

なおかつ、この業務の目的に関しましては当然管理運営での指導ということも大事でございますけれども、改修に伴います現地での調整業務というものが多岐にわたり、また非常に短期間で行う必要があるということでございますので、3月31日までにやり切るということで、このような措置をさせていただいた次第でございます。

なお、派遣法等、十分私も研究させていただき、なおかつ最近では神戸市の最高裁の判例も勉強させていただきました。それらに基づきまして京都府自治振興課とも協議をさせていただき、いかなる留意点を持って職員がいこいの館の管理指導に当たればよいのかというところで、何点かの留意点あるは助言もいただきながら今回の人事異動というものをさせていただいたという次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この法律は適用しないということではないんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の10月1日からのいこいの館における企画観光課職員の業務に関しましては、派遣法の適用ではございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

現実に3人の方がいこいの館、有限会社ですよ。有限会社に行っておられて、風呂の掃除やいろんなことをやっておられるんですよ。それでも派遣とか言われないんですか。町の職員がそれはやることですか。そういったことを町の職員がやることですか。先ほど言いましたように、この平成9年の管理運営のやることとこのことをここに書いてあるんですよ。これは、そのことを問うてないんですよ。管理、これ持っておられるかどうかわかりませんが、管理運営というのはこういうことしなさいという、今おっしゃったそういう施設どうのこうの、ここは経費とか施設でも乙の負担、要するにわかさがやりなさいということですよ。町がやるんじゃないんですよ。だから、何で町の職員がそこへ行ってやる必要があるんですか。

ここにはそういう管理運営、契約書、当時の契約書があります。先ほどから何ほも言うように、管理及び運営というのは3条の1項から9項まで事細かくこういうことをやりなさいというか、やるというか、書いています。それには逸脱していますよ、今おっしゃることは。だからこれはどこでしたかって、もし裁判になって、恐らくこの法律の適用になるとは私は思います。今、おっしゃったことは私ちょっとわかりません。先ほど言ったように京都府もやはりこの法律に基づいて条例をつくっているんですよ。それはおかしい理論だと思います。これもし、そんなことおっしゃるんやったら私も弁護士とも相談させていただきますけれども、これはおかしいですよ、明らかに町の職員がいこいへ行っているんですよ。そこで業務しているんですよ。それは法律違反ですよ。法務省がちゃんとやっているんですよ。それを法律違反じゃないと言うのはおかしいですよ。それはどこへ行ったかって通らないと私は思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） 派遣法に抵触するかしらないかというところで議論があるというところでございますが、あくまでいこいの館に関しては町の施設であり、そこに町の職員がさまざまな形で関与するということはあると得る。特に条例で定められていますように企画観光課の職員が指導に当たるというのは、さまざまな意味で包括的な指導業務があるであろうという理解をしております。

現場の中でわかさぎの仕事をしているのではないかと、常時そういうことに携わっているのではないかとというような、そういう御意見でございますけれども、常時そういうことに携わ

っているということはございません。いこいの館の業務というものが飲食や温浴も含め、どういったことが実態として行われているかというのは、かいま見る必要が当然ございます。

今後、指定管理者をどうするか、先ほども答弁させていただきましたサウンディングにより、業者と対話するときに業務内容を熟知していないとやはりお話もできませんし、町としてのやはり考え方も踏まえて、そういう業者対応もしていく必要があることから、一定の業務を知るということは重要でございますので、そういったことはさせていただいておりますが、業務の中核となって、わかさぎの職員としての勤務が実態としてあるということではございませんので、そのことは御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど言いましたように、ジュリストというのを私も見まして、久しぶりにジュリストを見まして、やはり第三セクター、これはわかさぎも第三セクターですね。だから第三セクターというのは、これもやっぱりある相生市の関係を上げていますけれども、これもやっぱりだめだということになっているんですよ。副町長がそういうふうには派遣じゃないと認めないというのはおかしいと思うんですよ。

ほんなら、どういうことで町が有限会社に派遣、私は派遣と思っているんですよ。有限会社ですよ、町の公の施設じゃないんですよ。町に社長がおって、わかさぎの、有限会社ですよ。今先ほど来、言いましたように、町の給与でそういうところに職員やったら、持っていったら、町は別に、わかさぎは、それは月給払わんでいいから助かります。それは先ほど言ったように我々も平成10年過ぎぐらいから全国組織はみんなそれはだめになったんですよ。それをやろうとされているんですよ。逆行されているんですよ。それはおかしいですよ。

ほとんどの施設、互助会なり、共済持っている施設はほとんどなくなりました。先ほど言いました京都府はどこにあるか私は知りませんが、ほとんどなくなりました。それはこの法律に基づいて、派遣法に基づいて、だからこれも同じことなんですよ。有限会社わかさぎ、有限会社わかさぎに町の職員が行っているという事実なんですよ。これがその法律、法律ではないというのがおかしいんですよ。私にはちょっと解せんです。

だから、すぐに撤回というかしていただきたいと同時に次に展開しますけれども、ここに行っておられる、先日のいこいの特別委員会で給与が何ぼかとおっしゃったら、副町長、丁寧に答えておられましたけれども、3人合わせたら七十何万でしたか、本来なら、これなんかでも、わかさぎから町に返還しなければならぬんですよ。そういう問題が出てくるんで

すよ。違法ですよ。町が有限会社に支払うということは同じことなんですよ。だめなんですよ。

だから、もう一遍この法律、しっかり京都府と協議されて、私はこれ、無理だと思います。どういうふうにされるかわかりませんが、そういうことをやっていたら、だめなんですよ。先ほどから何遍も言うように、管理運営というのは、ここで書いたことをやったらいいだけなんですよ。そこには制度をどうしなさい、こうしなさい、要するに指導するというのはそういうことなんですよ。ここに先ほども言った食中毒の発生防止とか、そんなことをしなさいということが管理運営なんですよ。そこまで職員が3人そこへ行って、求めてないです。風呂掃除やそんなことまでせえとか求めていないですよ。どうですか。わかさぎの社長として答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来から派遣についての質疑がされております。私も少し勉強させていただきました。公益法人などへの一般職の地方公務員の派遣に関する法律に基づく派遣におきましては、有限会社のためにできません。また、地方公務員法第39条に基づく研修派遣、給与負担を行政側がすること、職員が民間事業者の事業に従事することにより、利益に係る負担のあり方の問題もあり、これはできない。そういうことを踏まえて、そういうことは理解して今やっておる施策でございます。

先ほども申しましたように、いこいの館に企画観光課の分室を設置して、わかさぎに委託契約に書いていないいこいの館に関する業務に従事する職員を配置している、そういうことでございます。また日々、注意をしてほしいということにつきましては、日々のいこいの館の管理運営には直接関与をしないように、そういう指導もしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、それでは、その3人が行かれたことには、副町長が答えていたように、法律に抵触しないということですか。それはどうなんですか。さっき抵触したようなことをおっしゃたけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 法律には抵触はしません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、本当にそれで大丈夫ですか。抵触しませんか。あえて法務省に対

抗するんですか。法律に対抗するんですか。笠置町はそれでいいんですか、本当に。町というのは条例や法律を遵守する立場ですよ。法律違反ですよ、明らかに。法律違反ですよ、明らかに。これはどこへ行ったかて、笠置町がほんまにこんなことやっていたら恥ずかしいよ、どこへ行ったかて。もう一度答えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件に関しましては、京都府の自治振興課とも十分相談させていただき、こういうことをやらせていただいております。重ねて申し上げますけれども、法律には違反をしない、そういう確信を持っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

その自治振興課というよりも法律をつくる法務省へ行って聞きなさいよ、法務局へ。私も法務局へ本当にこの出たときに聞こうかなと思ったんですけども、あえてもう聞きませんでした。法律をつくっている法務局へ聞いてください。それは、自治振興課ではだめですよ。私も自治振興課、先ほど言ったようによく行っていろんなこと聞きました、以前は。最近はちょっと行っていませんけれども。この法律に関しては自治振興課はどういう答えか知りませんが、先ほど言ったように、この法律において京都府も条例をつくっているんですよ、条例を。京都府は。おかしいですよ。この議論は堂々めぐりなるけれども、本当に。

そして、先ほども言ったように、賃金もそれはそうでしょう、七十何万一月、わかさぎは助かりますよ。町がそれだけ負担しているねんから。それも大きな問題ですよ。それでいこの館が黒字になって喜んでいたらだめですよ、黒字か赤字か知りませんが、それはだめです。これは本当にこの給与も返還求めますよ。もしこれが本当に法律が、私の言うのが正しいと思うんですけども、返還求めますよ、それやったら。町から。どうですか、町長、返還されますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回のこの件に関しては、きちんと確信を持ってやらせていただいた取り組みでございます。返還、そういうことは生じないと確信をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

確信を持ってとおっしゃったけれども、それでは自治振興課のどなたに行かれたんですか。私も一遍行ってお聞きしますわ。どなたに質疑されたんですか。私も一遍行きますわ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳義明君） まず、民間会社と例えば株式会社であったり有限会社に、本当に派遣が必要であれば、議員おっしゃるように派遣法に基づき、町として派遣する団体を特定した条例を制定しなければなりません。そういう必要がある場合は当然そのようにさせていただきます。それが法令遵守であると認識しております。

今回のケースはそれに当たらないということで、通常いこいの館という町の設置した公共施設において必要な業務を町の職員が行っているという、そういう実態があるということでございますので、これは有限会社わかさぎへの派遣ではないというふうに、もうそのような認識しておりますので、申しわけありませんが、私どもと大倉議員の見解には相違があるということでございます。

なお、自治振興課の職員がどなたかというのは、この場で公表するのはやはり個人に迷惑もかかるということでございますので、後ほどまた必要があれば個別にお答えさせていただきますと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何ぼ言ったかて、副町長、わかってもらえないというのは残念です。明晰な方だと思うんですけども、残念ですね。これは明らかに法律違反だと言っておきます。有限会社わかさぎへ町の職員をやるということはだめなんですよ。明らかに法律違反なんです。何でそれが違うと言うのか私も解せません。わかりません。明らかに法律違反です。

次に、もうこの問題はいずれ、堂々めぐりになるんで、法律違反ですから、しかと言っておきます。

次に、町の職員の派遣の問題、共益費等の関係、もし有限会社わかさぎへ3人、4人の方が部屋へ行っておられます。これはどういうことで行っておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、有限会社わかさぎのへ共益費の質問でございますが、私たちが今勤務しております事務所におきまして、電話代のみ町名義になっておりまして、町のほうで費用を負担しております。

それとあわせて、先ほど私が規則の件につきましてお答えさせていただきましたが、私の勘違いで申しわけございませんでした。議員おっしゃる笠置いこいの館管理並びに運営

委託契約のことについて先ほどおっしゃっていたと思います。その契約につきましては、笠置いこいの館及び貸与備品及び温泉附帯設備並びに車両の管理並びに運営を笠置町がわかさぎに委託すると、そういったことの内容の委託契約になっておりまして、それぞれの備品のこと、また先ほどおっしゃった衛生面、火災保険、そういった内容のみその運営委託契約ということでこちらのほうに記載しておるということで今確認をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、わかさぎと笠置町が、そのわかさぎの施設を使うこととって契約書が本来なら必要なんですよ。今、電話代云々とおっしゃったけれども。例えば、以前町営であったデイスサービスが60万円共益費払って、今、伊左治さんには40万円という契約書があるはずなんです。それと同じように町とわかさぎが契約書を結ばなあかんのですよ。そこを使わせてもらうということは。法律違反の前提でしていますけれども、それは共益費を払わなあかんのですよ。まず契約書をつくらなあかんのですよ。勝手に有限会社わかさぎの施設を使うことについて、社長、どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 有限会社わかさぎのいこいの館は元来町の施設でございます。そういうことで町が使うことについては共益費が発生する、そのような考えは持っておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、町が出資している会社なんです。町が持ってないですよ。例えば、平成9年に土地の賃貸契約もわかさぎと町との契約をしているんですよ。それと温泉のくみ上げの契約書もあります。それも契約書を結んでやっているんですよ。なぜ今、町長おっしゃることちょっとおかしいことおっしゃるなどと思って、土地の賃貸契約、それから温泉のくみ上げの契約、それを先ほど言いましたように伊佐治さんとの契約もあるはずなんです。それ以前はそういうふうデイスサービス、町のデイスサービスのときも契約書があつて、町とデイスサービスの契約書があるはずなんです。そこで60万円というのが決まって払っているんですよ。だから、もし違法ですけども生かすんやったら契約書が必要なんです。わかさぎという会社なんです。社長として、そんなところに入り込まれてどう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど申し上げましたように、町がわかさぎに対するしていただきたい業務以外の業務をしていただく、そのような考えであります。それによりまして、その業務をしていただく方につきましては、町の仕事をその施設でしていただく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど、大倉議員がおっしゃった共益費のことについて、財政担当の課長といたしまして答弁させていただきます。

いこいの館、有限会社わかさぎではなく、いこいの館は町の施設となっております。伊左治医院さんからは町に対してデイサービス部分の使用料をいただいております。その使用料を共益費として有限会社わかさぎにお支払いしております。ただ、町の建物ですので、先ほどから町長、副町長、それから担当課長も答弁しておりますとおり、町の施設に町の分室が入っておりますので、共益費という形では発生しないものと認識しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、先ほどいいました伊左治さんと違って、デイサービスの町営のときに60万円払っていますね、当時。それはどうなるんですか。だから町の施設と言いますけれども、有限会社わかさぎが持っている、ここにも賃貸契約とか土地とか平成9年の全部ありますよ。くみ上げも、それに基づいて、契約書に基づいてやっているんですよ。契約書もなしに有限会社いこいの館を通して、そこに行くこと自体が、ほんだら光熱費とか、そんなん全てそう、おかしい話ですよ。デイサービス、町営のときには60万円払った契約書もあります。私見していませんけれども、60万円払って、当時は、そうでしょう。同じことなんですよ。おかしいと思いませんか。

だから、その辺のところをしっかりと、もしこれが本当にいこいへ行くよりも、私は先に戻りますけれども、派遣法の問題が前提なんですよ。だから、これはもう先ほどから議論しても仕方ないけれども、派遣法の問題から、共益費はまた別問題で私は思うとったんですけども、派遣法でそういうことを言われたから、何とか本当に、ちょっと本当に法律の解釈の仕方という、私はちょっと全然わかりませんわ、町の解釈の仕方。

最後に町長どうですか。本当にこれで法律違反でなしに、例えばこれが誰かが裁判やって勝てるというか。

それともう一点だけ、まだ時間ちょっとあるんで言いますけれども、法律できたいきさつは、先ほど商工会、神奈川県商工会に市職員を派遣したのが違法ということでこういう法律ができたんですよ。そういったところからこの法律がわざわざできたんですよ。そのいきさつも本当に残念ながら理解してもらえないというか。それで、この神奈川県茅ヶ崎市はこういう法律からいったんですよ。地方公務員法第35条に職員の職免があるんですよ。それを職免を特例で行っているわけですよ。それで裁判になって負けているわけです。

私もどこから持ってくるんかと思ったけれども、本当にこの裁判を見ていたら、えらいところから、35条から職免から持ってきて、特例で、笠置町も言えばありますから、私もそこからという話もあるのかなと思うんですけども、その議論もしようかなと思ったんですけども、あとは給与法とかいろいろジュリストには書いています。給与の関係とか、職免とか、職務の服務、地方の職務の服務とかいろいろ書いています、ジュリストを読んでもいましたら。だから、そういうところをもうちょっと検討されて、この質問を終わりますけれども、これは明らかに法律違反です。

議長（杉岡義信君） 大倉君、質問終わりか。

（「もう終わり、時間」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 松 本 俊 清